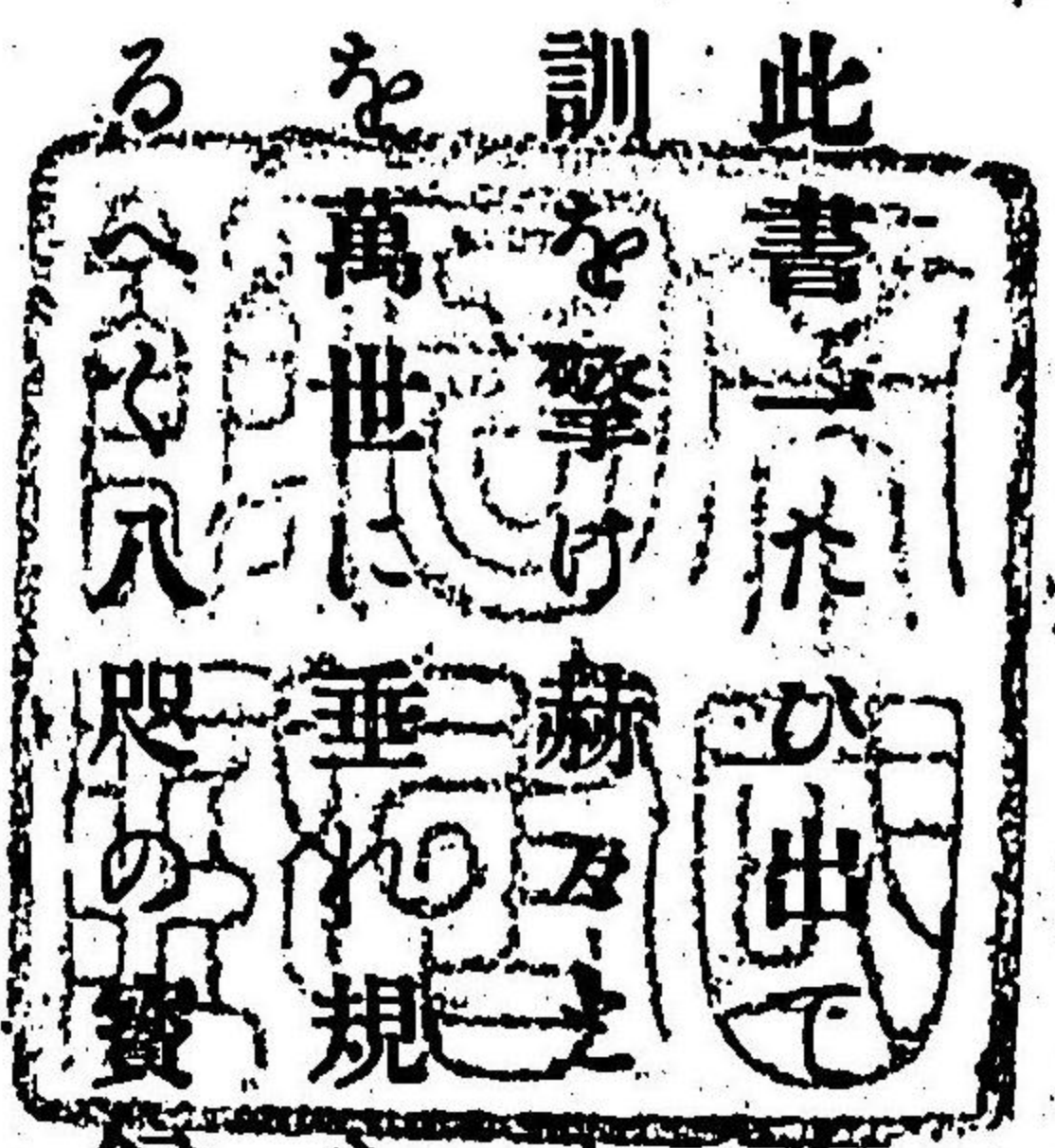


神儒偶談刊行緒言



此書は、皇道の基を高くし神聖なる皇祖の遺

訓を撃け、赫々として蒼生を利し法

を萬世に垂れ規を世界に示す一個の赤心洋の東西に則と

る、八咫の寶鏡陸の南北に耀かすへし

既に成る所あり未だ成らざる所ありの神語は末代受用不
盡の格言にして之を太古に稱へられ世界文明の進運を豫
言し自今已後幾千萬歳を経るもこれに異なることなから
ん故に所謂成る所と成らざる所とは常に世界に相並行せ
る者といふを得へし

然り而して吾國皇統の聯綿近く

4. 9. 12

皇宗即位より算ふるも既に二千五百七十年の今日に至る
豈短かしこせんや是即ち吾子孫王たるべきの國なりと宣
らせ玉ふ

皇祖天照皇太神の神勅遠く太古に放ちたまひし一言にし
て力らあること斯の如しこれを廣き世界に復見ること能
はざるもの宇内の宗國として誇り盡すこと能はず道の本
源爰に立ち而して海外も亦吾用となるこれを近時に見る
に世人多くは其根本を誤り吾國を以て新進國とし俄に勃
興して始めて世界強國の列に入るものとせり上古既に道
の本源確立せり新進國とは何の謂ひそや開國已來他の屈
辱を受けしことあらず強國の名固より當然とす物質の開
化にして未だ成らざる所あるものは海外を吾用とするの

便法古へより既に開けたり要は只一個の赤心即きよき心
これなり此一個の赤心を以て士農工商の心となさは宇宙
の千狀萬態悉く清らかに懸空の一球五大皆穩に何の憂慮
をか用るん萬國平和會議も或は用なきに至らん
前陳の意義自ら本書中に詳かなり然るに翻て裏面より今
日世道人心の状態を熟察するに此一個の赤心なるもの果
して那邊に存在せるや若不幸是を認むるに苦しむか如き
事あらんか蓋し國危からんのみ今幸に
聖天子上に在し允文允武なり今日救はずんは復何れの日
か之を救はん

此書慈雲大和上寶曆四年の著述なり這般之を世に公にせ
んとす希くは日本國民たるもの深く心して此書を閱讀精

究めらまほしと爾云

明治四十三年三月十七日

慈雲大和上傳戒第四世七十二翁

葛城神下山高貴寺 戒 心 謹 識

凡 例

一本書は當寺所藏の寫本(筆者不明)と高井田長榮寺所藏本によりて智滿和上が直寫せられたるものとを比較して訂正したるものなり。今これを公にするに當り、尊者起草の稿本と對校するを得ざるを遺憾とす。

一本書の原本には、いづれも、標目なく、章段なく、又、振假名なし、且、又、漢字以外は、凡へて、片假名なり。今、讀者の便を計りて、章段の大意を一句に標出し、段落を分ち、句點を附し、振假名を加へ、且、假名は平假名に改めたり。

一又、原本の誤字等は、筆者の寫し違ひと覺ばしきものを訂正したる以外は、輕々に一字一句を増減せず、一に、原本の面目を存したり。

一本文中に、引用ありし三紀を始め、六經四書等の如き、一一各原書と對照して誤脱等を訂正したれども、尙、多少の遺漏なきを保せず。讀者、幸に、諒せよ。

一老翁が本書の出版を思ひ立ちしは、實に、明治九年なりき。烏兔匆々三十年、今や、機縁漸く熟し、公刊するを得るに當り、智滿和上の直寫本を貸與せられたる和田大圓師、及び出版上の便宜を與へられし神戸森本慶明師、竝に尊者の信者、北里龍堂及び、故湯田默仙の兩居士が、筆寫、校訂、對照等の任に當られしを感謝するものなり。

戒 心 又識す

目 次

上 の 卷

發 端

神道は異端なるか

我朝の萬邦に勝ること

堯舜の禪讓を難す

男女の道

萬國の宗國

決して誇説ならず

六經論孟取捨する所を知れ

大學の三綱領八條目

明 德

佛法の似せそこなひ

一頁 四 五 六 八 二 四 六 八 一〇 三

誠に聖人の言なり

孟子を讀む心得

此むかう村を見よ

一個の赤心と君臣の大義

或有所成或有不成の詳説

孝といふ名さへ末が末なり

翁と村老との對話を聞く

耳を取て鼻をかむ譬

佛法とはいかに

佛法は治國に用なき歟

眞の孝養の道

我國の孝子の例

天命

禎祥と妖孽

河圖と神道

洛書と神道

紫の朱を奪ふをにくむ

是も亦國賊か

武運長久の兆

誠の經濟

天に順じて天命を受く

國柱、陰神陽神

海外も我用となる

下の卷

農の國本たること

音樂のこと

四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一

五 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一

神儒偶談

放慈雲飲光尊者著

伎人戒心校訂

發端

甲戌の春三月初頃先生予を召して云此春は幸に無事也芳野の花を見に往はやと思ひ立たり我に従ん者は汝かこ吾小子先生の此命を聞て自ら子路が雛形の想を生じ嬉しく思ひ頓て行装して從ふ三日に京を發足し其日浪花に到る途中舟行杜子美が江碧鳥愈白山青花欲然の景色なり日暮攝州大阪八軒家に着く浪花の學を好む人兩三輩待迎て饗應すその翌日は留られて詩を詠じ文を論ず五日未明浪花を發して天王寺に詣し平野を経て河内の境剛林寺に詣し譽田の陵を拜し壺井通法寺を經叡福寺に詣し陵を拜し山田の邑を経て和州當麻寺の麓に宿す六日晚景山に到る誠に名

にしあふ景色なり、遠く見れば、絹を満山に覆ふ如く、近くよれば、風に随ふ淡雪の如し、路遠くわけ入て、爰許仙境か、疑はるゝ處にて、先生、盃を銜て、百歳曾、無百歳人、能向花前幾回醉、と唱て、吾小子と俱に醉臥たり、相共に醒て看れば、日既に没して、側一人の行客なし、歸なんこて路をたざるに、來し方を失ひ、黄昏に暨へり、山中に一夜明すべきならねば、若や人家も有ん、柚人の假の屋もがなと、遙に望に峰にそうて、火の見ゆる處あり、たごり行き、からうじて二十餘家計の村に至れり、其中一家に至り、一夜の宿を請ふ、主人出遇て、何くの人ぞと問ふ、京の者なり、花を尋て路に迷へり、主人その小兒に命じて云く、汝翁の許に至り、京人の路に迷へるあり、翁の庵に一夜を宿し、玉ふへきや答を聞歸れよと、暫くありて、小兒還り來り云、翁のたまう、賤がふせ屋なれども、宿し參らすべしと、やがて主人相伴ひ、往て宿せしむ、翁は七八十歳と見へたり、其夜は、圍爐裏により臥した

り、明發に退り出んとするに、夜より雨を催して、雲まき雨濺ぎ、路ぬかりて出へきに艱む、翁懇慫に留て云、此村可然、雨具なし、更に宿し玉へと、先生も、此言に力を得て、其日も亦止宿す、此庵の體を見るに、わづか方丈ばかり、あやしき住居なれども、棚に若干の書あり、翁の自畫自贊と見ゆて、壁に糊したり。

錢ならば百の用にも使ふべし

老ばれの身は半文錢に當らぬ

癸酉春九十六翁と識たり、傍に蟹圖の地球を糊して、上に一律一絶を題す。

經緯方幅指星辰。政治文藻委智人。意太帝典唯襲舊。拂朗
霸業更開新。萬邦疆界山傍海。一樣風光秋與春。青眼面前
千百歲。和花徐見太平民。

又

衣冠金革各成章。南斗北辰堪指方。湖海山川千萬億。人傳

在聖主封疆。

先生これを見、高年大老故有べき人、知る改て禮度を調へ、互に心緒を蘊まず、論語孟子より初て、老莊管晏、歷代諸史を談ずるに、掌を指が如し、遂に神書三記拾遺天書に及ぶ。

神道は異端なるか

先生云、それ道は人倫の外に有べきならねば、君臣父子夫婦昆弟朋友の道なり。此道は、孔夫子を除て、誰ぞ、論語に、攻乎異端、斯害也已、この人倫より見れば、神道は、我國の教と雖も、異端たるべきか。

翁云、近世の儒者、多は佛者を似せる癖あり、佛法の中に、外道を排斥するに倣て、異端と云ことを論ず、朱子集註に、異端とは、聖人の道に異にして、別に端を開を異端と名く、唐韓愈、宋の諸儒は、老佛を

排す、孟子の時は、揚墨を斥く、孔子の時は、誰を指して異端と云や、先生此答なし。

我朝の萬邦に勝ること

翁云、論語に孔子魯侯に答て云、君君、臣臣、父父、子子、タリ、此中父子は恩に依て住す、家の大本なり、君臣は義を以て本とす、國の綱紀なり、その君臣の道を言ば、我朝實に萬邦に勝るべし、是を外道と名くへからず、異端と謂へからず、支那に比對するに、天皇氏、地皇氏、人皇氏、無懷氏、葛天氏は、假説にも有るべし、實事にもあるべし、荒昧の世なれば、此を措て可なり、包犧氏、八卦を畫せし已來、彷彿として數へ知るべし、その包犧氏没して、神農氏没して、黃帝軒轅氏おこる、衣裳を垂て、天下治ると云り、唐堯に至て、側陋を擧て、天下を舜に讓る、允執厥中の教は、道の在所とも云へし、然れども、此堯の讓る、舜の受る、古今におし通ずる道にあらず、萬邦に推通するの

神農氏おこる(脱文)

道に非ず、聖人至公の志は貴むべけれども、智愚賢不肖におし竝教
る大道とは云へからず、看よ、其時九男二女をして舜に畎畝の中に
事しむるに云ことなり、其中丹朱こそ、おこり者にて、朋淫于家用、
厥世に云にも至るべし、娥皇女英は格別の鬪訟に云ことも聞へね
ば、九男の中、一人二人相應の人物も有べし、先生いかに思ふや。
先生云、二女すでに、格別の奸曲も聞へねば、九男の中、一人は、中等
の才有て、輔て輔らるゝ人あるべき理なり。

翁云、もし然らば、堯に在て云ば、舜を擧て、高官大祿を與へ、政を攝
せしめ、九男の内、その一人を簡び立て、可なり、側陋をこり揚て、帝
位を譲れるは、我神道よりこれを看れば、中道に違と云へし、孟子に、
天子不能以天下與人、舜相堯二十有八載、非人之所能爲也、天也、堯崩
三季之喪畢、舜避堯之子於南河之南、天下諸侯朝覲者、不之堯之子而

之舜、訟獄者、不之堯之子而之舜、謳歌者、不謳歌堯之子而謳歌舜、故曰、
天也、孟子は、かく云れたれども、是にて天意とも決定し難し、其わ
けは、天命に順ずる者は、必天福を受く、理の當然なり、その子商均の
不肖なる、天福なきなり、禹の天下を保も、天命とも云難し、其久しか
らずして、羿、寒泥が亂おこりて、兒孫その禍にかゝるを以て、可知な
り、我朝瓊々、杵尊、彦火、火出見尊、鷦鷯草葺不合尊の天位を安じて、萬
民を撫育し、萬々世の後も、君臣綱常の亂れざるに比せば、先生、それ
何れに従ふべきや。

先生云、翁の言實に、我胸襟を開く、萬國古今の格言なり、今數千歳
の後に至も、我朝の支那に勝て、君臣綱紀亂なきを知る、然るに、我、日
本の人なれども、外國に對して恥へきことあり、翁の衆聖人を蔑に
するに非るを知る、予も本朝を蔑にするに非ず、理の當然を言へし、
男女の道は、天地陰陽に相配して、人倫の大節なり、儒者の教の如き

は同姓を不娶わかれを謹なり、本朝鸕鷀草葺不合尊の如きは、その姨玉依姫を娶仁徳天皇の如きは、その妹矢田皇女を娶る、我朝の君臣、この弊儀すくなからず、是も亦道ありとすべきか。

翁云、先生、我小人が衆聖人を蔑如せざるを知る、我小人も亦先生の神祇を侮らず、本朝先王に服従するを知る、試に自らこれを通ずべし。

先生云、父子聚斝は、君子の齒せざる所なり、然れば、姉妹夫を同するも、其道にあきたるに非るか、堯の二女を舜に妻す、聖人のなす所なり、此事、印度も、亦この例あり、鸕鷀草葺不合尊、その姨母を娶り玉ふ、此は、同姓に非れば、諸史の中、例あるべし、憶ふに、御誕生のとき、姉君に従ひ來りし玉依姫ならば、年齢不相應なり、同名異人と云んも、其理あるべし、猶翁の所懐を聞ん。

翁云、荒昧の世、禮度未こ、なはざる也、夫道の道たる構造し得べきに非ず、天地と共に生出で、日月と共に位す、事漸次に成る、天の道なり、昔大己貴命、謂少彥名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成、文書紀に注して是、談也、蓋有幽深之致焉、こ、それ陰陽昇降して、天地位す、諸冊二尊、オノコ口島に降て化、堅天柱、文化は造化なり、堅は卓立して不傾なり、此天柱、日月の係て運行する所なり、天運の定て變ぜざる所也、堯舜も不言、仲尼も不述、聖人と雖も、所不及、歟、文獻足ざる故歟、此天柱の名目、支那にも一向不言に非ず、淮南子に、天柱をると云は、是を指すなるべし、然るに、彼國に在ては、此天柱折ると云へし、君臣位を代て、古今亂亡多し、我國に在ては、此天柱古今不易にして、國家を鎮護す、此を國に受得て、國柱と稱す、龍田に天御柱社、國御柱社ある是也、有人云、今民家に至るまで、家宅中心の柱を以て、此を表す、名を易にかりて、大極柱と云な

り。虚空の長清なる高天原月の三讓して四時行れ百物生ず伊勢に
三讓殿の額あり云、有人論語の周泰伯の三以天下讓云を以て
附會するは可笑なり、爰に於て萬國の宗國として皇祚天壤こも
に不傾予嘗て明師に隨て其輿儀を受く、少命の有所成とは此趣也
其禮の節分威儀の進退物類の分附に至ては、衆賢の徳を聚め萬邦
の能を取て、此天柱を補助す、我國の古風婚嫁の道若同母なれば、兄
妹必ずその亂なし、若此罪を犯ば、天命も人道も是を許さず、是天柱
の卓立して古今不易なるなり、允恭天皇紀、輕太子、輕皇女、のこ此
に引へし、此を有所成と名く、其異生の姊妹は、上古いまだ禮法の不
立時は、天命も不違、人道も咎めず、有所不成の謂なり、仲哀天皇の時
に至、海外を我用こなすの神勅あり、神后皇后武内宿禰君臣同意あ
り、神勅を奉じて新羅を征す、果して三韓歸投して我國の用となる、
神語に、應神天皇、聖德太子等、海外の文字を取用て、我國赤心の大道

を傳へ、我朝の大禮を不緩、更に支那儒生の節分を取て國風に隨ひ、
その所不成を補ふ、尤に厥中を執ると云へし、此に至て、婚嫁の道六
親其式定る、然ども、亦支那の同姓を不娶と云、如きには非ず、不娶同
姓してわかれを謹むは、あしきことには非れども、中道より言ば、過
たると云へし、次第になりく、今翁が如き、少年より目に干戈を
不見、此天柱、卓然として萬善あつまり、功ある者、賞あり、罪ある
もの罰あり、翁が如き、小人も、悪事をなさねば、遂に、囹圄の苦なく、刑
戮の患なく、誠に樂國の順民たる、神と君との惠なりく、て餘あり
と云へき歟、有所成の神語、翁は、常に、心肝に銘して忘られず、此中有
所不成の神語は、誠に日の未だ中せざる如く、月の未だ滿せざる如
く、彼歌器の戒の如く、歴代の君上、明臣相承來て、今日の太平となる。

先生云、少彦名の神言、今日初て聞て、その尊きことを知る、先年弱

輩なるとき、神代卷を拜覽せしなれども、擇て精すること不能、例の陋儒の癖として、耳を貴び、目を賤ずるの習なり、少は、神道傳受と云こども受しなれども、可然事とも思はれず、但支那中國の事のみ尤に思ひ、我國は反て狭小なる様に思ひ、意を不留也、此後は、前非を改この癖を改むべし、然るに、日本を萬邦の宗國と云は、翁私の自負ならずや、其わけは、萬國輿地の圖を見れば、この國東海中に僻處して、叢爾たる小國なり、朝鮮琉球には勝るべけれども、支那印度等に比すべきならず、韃靼、室韋等の半に不及、その宗國たる其説ありや、翁云、その國よりして言は、何れの國か、中國ならざる、何れの國か、宗國ならざる、支那に自ら中華と云が如き是也、若支那の人、我朝に來て、自ら中國と稱せば、自誇の謂也、天下の公言に非ず、今偏頗の情をすて、唯道の在る處を知るべし、家に諸子あるが如き、才不才を論ずべからず、長兄を宗子とす、父の後を受を宗子と云、國も亦爾り、

大小によらず、初に關を宗國とす、開國の統を守を宗國とす、此道の在處なり、この道の有處是中國なり、我國最初に關ける是宗國なり、凡そ、此道の全體は、人に依て立つ、頭上に位し、足下に居す、此上下定りある是を誠の道と云、我神道上に高天原あり、是神祇の止りまします處なり、下に、根國、底國あり、是罪惡の者の罪過を清る處なり、此を人事に移して、君臣道定る、下庶民穢多乞食まで、其分定るなり、大矣哉、頭は上に位す、假令、惡疾あるも、此を下に移すべからず、足は下に位す、假令、肥白なるも、此を上に移すべからず、上下既に改易なけれども、俱に、これ一身なり、癢痲疾痛みな同く保護すべし、支那には是を文字に移し、上より下を惠む邊に、仁道を立つ、此仁道既に立ば、此道を認得する邊を仁徳とす、士庶人も、此徳あれば、仁者なり、此上下相交るに、事にふれて、其よろしきに適を義とす、此道あやまらぬを義者と云なり、我神國もこより仁義の名なし、唯頭の上に位する

を見て君位の傾へからざるを知る、天稚彦を見て知るべし、歴代叛臣の身を亡を以て知へし、此君臣分永く定りて移易すべからざるを知る、爰に於て臣庶たる者は、君位を窺ふべからざるを知る、足下に居るを知て、臣庶其分を知り、忠義を君上に罄へきを知る、君たる者天に代て、臣庶を撫育す、上下の分を混すべからざるを知りて、君臣同一體の如し、臣庶忠義あれば、君必ず此を賞す、君怨悪あれば、終身上下すてに定れば、前後亦定る、祖父相うけ、伯叔次序あれば、生まれまゝにして道其中に存す、此を文字にうつして、支那に孝悌と云なり、前生を兄と云、後生を弟と云、既に兄弟あれば、兄を宗家とす、神代の蹟を察するに、此國初に關く、その宗國たるを知るべし。

先生云、予日本人なり、神代を信ず、若歐邏巴、亞墨利加等の人に向て言は、信ずべきに非ず、その最初開けること云、自誇の説に非ること

決して誇
説ならず

こを得んや。

翁云、此難、至要也、我言ん、先生これを難ぜよ、日何れの方より出先生云、言にも不及、東方より出。翁云、萬物何に由て生じ、何に由て育す。先生云、言にも不及、日光を受けて生じ、日光を受けて長育す。翁云、我國の萬邦に先て成立せる、歐邏巴の人に對しても、誇説ならざるなり。

先生云、至矣哉、更に疑ふべきに非ず、然るに、上の宗子の説に、父の後を受を宗子と云、此は我國の誇説ならずや。

翁云、我國の開闢、萬國の開闢たること明なり、國常立尊よりして、國獨立、豊斟、沼等、未父子有ざるの時なれども、其系統相承る、忍穂耳尊より、男女婚嫁の式ありて、子孫相承、此宗國にして、宗子相繼、實是萬國の宗室にして、萬世の君臨なり。

先生云、我國神道三記の外に取用すべき書なし、支那の經史は、衆
聖人の手を経て、治具ごとく張る、其國家人民を撫育せんとな
らば、六經論孟に依るべし、翁はいかんぞや。

翁云、儒者の道、仲尼折衷す、仲尼は、堯舜を祖述し、文武を憲章す、支
那の國俗に就て、道を立るなり、周末戰國の時、燕王噲が子之に譲る、
帝堯に倣ふなり、先生これを如何と思ふ、漢王莽、自ら舜の後と稱し、
劉氏は、これ堯の裔なれば、漢の天下は、我王氏これを受へしと云、先
生、此を如何と思ふ、孟子が曹交に告て、子、堯の服を服し、堯の言を誦
し、堯の行を行は、是亦堯而已矣と謂れたれども、燕王噲を聖人と
も思れぬなり、王莽を有道の士とも思れぬなり、是に依て見れば、堯
舜を祖述しては、我國は治るべきに非ず、彼支那の如く、君は、有功の
臣を疑ひ、臣は、天位を窺窺す、此風、歷代改らず、終に、外國に奪れて蠻
夷の民となる、此中、君、有功の臣を疑は、宋主檀道濟を殺す如き、是な

り、臣、天位をうかふは、王莽、曹操已來、趙宋の大祖等、歷代みな然な
り、此によりて察するに、儒者の教、その弊なきに非ず、我神道の如き、
國常立尊より起り、初に、乾道獨化す、次に、陰神陽神徳を顯し、名を正
す、人代これを受て、是を人事にうつして、子孫眷屬を生成し、長育す、
この子孫ある天地の道なり、父は子に譲るべし、子は父の業を守る
べし、位ある家は、その位を踐べし、他人、此位に居は、道に非なり、それ
月三讓して、春は夏に移る、その早春の梅花、五月雨に楳子熟す、他物
を以て、是に代るに非ず、又三讓して、夏は秋に遷る、五月雨にこりし
早苗は、九月垂穂、莫々然なり、餘物の來り助るにあらず、先生の意い
かん、又、支那の國たる亞西耶の東邊に居して、一隅の僻地也、若前後
を云ば、我の子弟なり、堯舜の聖と雖、その道に乏しき、是に依べし、既
に僻境なり、既に宗國に非ず、道も亦處に隨ふ、既に此宗國を隔て、海
波數千里、我神道彼地に不傳、誠に所由あるなり、既に、其道を聞ず、故

一至公の志を行て、これを授け、これを受く、その授受一時志のみ在らば可なり、此を萬世におし通じて道とすべき道には非ず、國君たるもの鑑むべき所也、大段如是其條目に至ては、儒道百家みな可取用也。

先生云、翁の教を聞に、雲霧を開て日月を見が如し、二典三謨の格言、ことごとく萬世の模範たれども、神道不言の教より見れば末が末と云て可也、湯武の民を塗炭に救も、我國君臣の綱常より見れば、その慚徳のことはも、虚飾には非るべし、大段まことに、他國儒道の比すべきならず、若條目に至て、大學の三綱領八條目の如きは、神慮にも叶ふべきや。

翁云、我小人なり、治國平天下に至ては知るべき所ならず、されども、その學問を論せば、少壯の比、師に従て聞ところあり、今四書の中

程子の定る所の大學、その三綱領八條目は、入子益を見る如く、古風を失て、見づらき書となれり、凡そ天下國家を治る、誠意正心より起て、終り國家に及ことにては有まじき理也、天下は天下にて自ら治り、國は國にて自ら亂れざる趣あるべし、衆小人が亂さねば、國も天下も自ら治りたるものなるべし、大工が手斧初め、木取より起て、次第に棟上、屋根ふき、壁の上塗の如には有まじき理なり、本文に物格而後知至、知至而後意誠、意誠而後心正、心正而後身修、身修而後家齊、家齊而後國治、國治而後天下平、と云が如きは、且く漸次階梯を列するなり、傳文に至ては、前後自ら齊整ならず、意に隨て釋成す、說郭等の中に大學中庸を出す、此にて見れば、學庸ともに、古書の體裁にて、其中格言みな神慮にも叶ふべし、今趙宋伊洛の風となりては、世智辨聰の書となりて、神慮に叶ふべしとは思はれぬなり。

先生云、此大學、これ學者の至要なり、詳に問決せん、欲す翁も且

く安眠せよ、我たまさか此山中に來りしことなれば、此邊山川の景象を看るべし。晩に至て同く爐邊に近して、先生問、大學の道と云は、何事を指すや。翁云、大人の學なり、大人と云は、有土の君若は輔相の臣なり、朱子の序に云々皆これ安排布置暗推卜度なり。

明德

問、明德とは何ぞ。

答、萬民を救ふ德澤なり、此德澤君の意に親疎偏頗あれば、暗徳なり、功を賞し勞を察して、愛すれども厚からず、疎けれども薄からず、是を明德とは云なり、朱子の虚靈不昧、以具象理、而應萬事と云様、六ヶしき妄想は神慮に叶ふべしとは思れぬなり、下の古之欲明明德、於天下者、先治其國、と云にて知へし、天下の政をさる人、明に偏頗なき德澤を、天下に彌明にせんならば、先其居る國をよく治むべしと云ことなり、支那の文章は、必ず前後照應す、意得て前後相照し看

ること、聞り、朱註に使天下之人皆有以明其明德也、と此等みな唯言説のみにして實義に非ず、天下の人民に虚靈不昧なご、云こと、知して知すべきことならず、察するに、佛家の法界の説を似せて、似せそこないたるなり、大學を知らば、此明德は、君の德澤の偏頗私愛まじらぬこと、知へし、是を天下に明にすことは、山の奥までも、此惠ゆきわたるなり、此大人の學、理窟めきたることにてはなし、唯これ國を治め天下を惠むの道なり、下の財を生ずるに道ありと云、聚斂の臣をやしなはずと云にて知へし、誠に大學は肝要の書なり。

問、在親民と程子云、親當作新、とはいかん。

答云、此むかふ村にて云は、初心なる者は、新を好むなり、此村少々餘財ある者、或は子供を見習すこと、京大阪へ出し置に、或は君子めきたる人物になり、或は風雅めいたる人物になりて、たまさかには、

家をも保ち得ぬ者あり、此古めきたる野人こそ神慮に適へしと思
るゝなり、翁が愚昧の心にて看れば、親の字のまゝこそよけれ、總じ
て大人は、心の淳直なるものなり、支那歴代の書を見るに、多く奸臣
に欺れて、暗君となる人多し、此奸臣は、かく下の情の上へ通ぜざ
る様に、上の惠の下へ通ぜざる様に計ふなり、是を壅蔽と云、宋の賈
似道が襄陽の敵に奪れたるをも君に不告、まことの事を君に告る
人を反て刑に陥たる類なり、君たる人民を親めば、此類の壅蔽はな
きなり。

佛法の似
せそこな
ひ

先生問、朱子闕文ありと思て補之て云々、至一旦豁然貫通則衆物、
表裡精粗無不到、云々、これはいかん。

翁答云、此等例の佛法を似せたる辭なり、儒書には、堯舜已下、終に
豁然大悟底の模様なし、孔子の曾子に、一以貫之と告にも、曾子曰、唯

「娘生下に
して使會
るに非ず
一本ナシ」

なり、唯は、たゞ答の辭なり、上に對しては唯と云ひ、下に對しては、唯
と云也、古今同轍なり、佛法には、此豁然と云こどもあるべし、臨濟錄
等に「娘生下にして使會るに非ず、體究煉磨して一朝自省す」と云に、
儒道に豁然貫通と云こども更にいらぬこと也、佛法の中には、古今豁
然として開解せる人多し、天台大師が法華三昧前方便の三昧を得
て、これを惠思禪師に呈す、禪師印可して、汝ならずば得ること不能、
我ならずば證するに人なし等、それより後、禪家の衆は、此開解常談
なり、儒者は、堯舜このかた、一人のいつさこれり、と云を不見、孔子も
吾十有五而志于學、三十而立、四十而不惑、五十而知天命、六十而耳順、
七十而從心所欲不踰矩と、これら竝に、年の積るに隨て智惠も徳行
も、次第に増長せる状なり、一旦豁然と云様なることに非ず、省發せ
り、と云こどもに非ず、かく宋代伊洛の風は佛法を似せて、似せそ
こなへることゝ知べし。

先生云、孔子の顔回に告る、行夏之時、乘殷之輅、服周之冕、樂則韶舞、此等は神慮にも叶へきや。

翁云、誠に聖人哉、法爾として、神慮にも相應すべし、我朝の如き神代には、支干の沙汰なし、神武天皇東征して、橿原宮に即位し、玉ふ辛酉の年と云、周の惠王の十七年なり、其已前は、年代深遠にして、支干の尋ぬべきならねども、大己貴の神裔大歳神あれば、歴數此に始るべし、此神に十六の御子あれば、十二支、四神にも配すべし、其前後衆多神祇十干等、主方諸神も備るべし、神武帝已來、我國かの夏の時と符合するを以て、神代の曆數夏の時に異ならざることを知るなり、孔子、周人にして、夏の時の可行を知る、その言どころ、山海を隔て、此神儀に同じきは、貴むべし、殷、周、夏は、彼に在ては可なり、我に在ては所用ならず、未代に至て、唐、禮、隋、樂の少分あるは、亦海外の我用となるなり。

先生云、孔子に繼ぐ者は、孟軻なり、其言に、五畝之宅、樹牆下以桑、匹婦蠶之、則老者足以衣帛、其五母、雞、二母、彘、無失其時、老者足以無失肉矣、百畝之田、匹夫耕之、八口之家、可以無飢矣、と、田里に此制あり、老者にこの養ありて、戸々凍餒なき、これを天下におし通ずるは、文王の治なり。

翁云、一時の政、文王の仁心を見へし、その五畝の宅、桑を樹る如き、今を以て見れば、木綿、紵布、吾等小民の煖に衣るどころなり、然るに土地に、肥瘠あり、年々早澇あり、天の時に順ひ、地の利を審にすべし、木綿は、細民の利なれども、是も、その生育せざる所あり、此むかう村も、山中なれば、木綿の種子は、うゑても生育せず、その桑の如きも、土地の宜に隨ふべき歟、その土地の肥瘠のみならず、又、人によりても

山の幸海の幸兄弟といへども互に易れば其幸を得ず云り此等のここは其地の民に任すべし聖代の政と雖も天下に推なめて用ゆべきならず神代卷に乃以粟稗麥豆爲陸田種子以稻爲水田種子と天照皇自ら水田陸田の種子を分別し玉ふ神勅によりて仰ぎ察すれば山海の幸田園の利この一言より流出して顯見蒼生各その處を得るの神慮歟百畝の田の如き孟軻氏一書の中前後再三の文を見れば悉く萬民をして一様の百畝に歸せしむるに似たり此下慎子の教を見れば諸侯を封ずるも百里には過さざるに見たり若此を聖人の道と思て一途に依は國家亂亡の兆なり滕文公を見て知るべし後世には漢の王莽が如き鑑むべし王莽はたこひ井田に依らずとも長久に富貴を保べきに非れども此を以て其大抵を知べし明建文君の如きは叛逆の臣に非ず暴悪の君に非ず若太祖の成範を守らば誠に動なき代なるべし祖父の制度を狹小なりと思

ひ周禮によりて天下を治んとして終に其位を失ひ出亡せり誠に憐むべし方孝孺が如きも不孝の子に非ず奸佞の臣には非れども道をこり違て終に慘刑に遇ふ憐むべきなり若方孝孺が爲に言は建文君いまだ弱年なり齊泰黃子澄みな庸才なりその時に當て太祖の成典を少も改めず惴々として是を守り薄氷を履が如く時の諸王多はこれ叔父也君を誘て此を敬せしめ民を撫育せしめば君も出亡の憂なく我も十族の慘刑を免るべし我國の神道右を左にうつさず左を右にうつさず先例を改めざるを主とす是なり

此むかう村を見よ

先生云孟子に龍子曰治地莫善於助莫不善於貢貢者按數歲之中以爲常樂歲粒米狼戾多取之而不爲虐則寡取之凶年糞其田而不足則必取盈焉爲民父母使民盼々然將終歲勤動不得以養其父母又稱貸而益之使老穉轉于溝壑惡在其爲民父母也と龍子が言民の父母

と云へき乎。

翁云、大人君子の意は、吾小人が知るべきならず、然るに、今現事を以て看れば、此龍子に異なり、此むかう村古より常免の處なり、土地も廣からず、免も高からず、卑からず相應也、毎年村中父老言合せて、年貢を重んず、昏より起て、晴には、山に入て薪を採り、蔵を取り、雨には、屨を織り、席を織て、これを近邑問屋なる家に運て、錢財となす、これ若、凶歲に遇ても、年貢おこたらぬ計なり、此年貢怠なきを以て、天へ事る道君への忠義と心得て、男女とも、晝夜こゝろ掛ること也、翁が見來りしより、兩度飢饉にあひ、十餘度も凶年と云に値り、此村に限りて年貢を缺し、ここなし、此心得にて、村中一人も餓死の者なし、其餘の豐作の歲は、上の年貢皆濟し已て、私に父母を養ひ、妻子を惠むにたる、近年に至ては、村中皆豐饒なり、翁こそねこせぬ書物好にて、餘財なき困窮者なれ、外は、皆三年の畜積あり、此近隣の村は、多は、

毛見取の處なり、村民多く困窮して、時々此村に來て、財穀を借用す、此所由多は懈怠による、其懈怠の所由を問ば、答て云、此村は誠に極樂世界なり、我邑は毛見取の處なれば、秋に至て、兩三度の毛見を受く、先その往來に數日を費して、田業を廢す、役所の近處に旅宿す、館主酒肴を設て、我等を待、此にも非分の財を費す、役所へ出る時、取次を頼む、此取次に相應の音物をなし置ねば、唯今は御用々々云、一兩日も延引す、此を患て平生に音信贈物をなし置なり、世に謂る賄賂此より起る、邑々多き中、贈物の厚薄によりて、その差別出來ることなれば、他村より勝んとして、早年々に増長に及なり、その役人の送り迎へ、人夫を勞して、多日、田業を妨ぐ、その役人を迎へ來て、或は中食の處、止宿の處、此費は循吏と貪吏とにより、差排あれども、坐處を淨るは一也、常は、山中の事なれば、自作の席にて足ることなれども、役人衆をもてなす事なれば、疊を敷て、饗應す、その疊工を召も、邊

地なれば費多し、目の見る處に情うつる習にて、中家已上は、奥には
 疊を敷様になり來る終に花奢の基なる、逐一に述がたし、要を取
 て云は、指手引手往來見例、みな費用懈怠にして、窮鬼の窟宅也、此む
 かう村の正月の初日より、十二月の晦日に至まで、純に農業山業を
 務て、親戚交り厚く、隣里相助て、困窮不足の面目を見ぬは、實に羨ご
 ころなりと、又人情として、非分に上の惠を願ひ、賄賂も此によりて
 事起ると云ことなり、子支那の歴史を看て、世に汚吏は多く、循吏は
 少を知へし、古今の人物、盜跖が徒は、在々處處に在り、伯夷叔齊の類
 は、固より麟角なり、或は酷吏に遇て、纒に旨に忤へば、捶打せられ、縲
 紲せらる、動すれば、累月痛苦する間に、一生癡人になりし者もあり、
 此等悉く造悪にも非ず、明初の姚廣が如も有べきことなり、或は貪
 吏に遇て、非分の財を失ふ、甚に至は、家を毀ち子女を賣ること見
 聞せり、小家なれども、園收芋粟未全貧と云て、春秋を送りし者、俄に、

親眷みな眉をひそめ、牛部屋の傍、灰小屋の軒にうつる、小人なれど
 も、家門相和して穆々たりしに、親子兄弟互に啼泣して離別する者
 多くは、これ毛見りの村なり、此近所のここには非ず、有村に常免
 の所の費用少く、懈怠の者も少きを羨んで常免を願ひ求む、不幸に
 して汚吏に遇ふ、長吏領承して云、此事は、上たる役人の計にして、我
 等撃柝の者の許へきに非ず、賄賂と云には非れども、上たる諸役人
 をなびくるは、黄金を用へきこと、過分の財を求め、其者遂に出奔せ
 りと云ことも聞り。

一個の赤
 心と君の
 大義

先生、こゝに至て、席を避て稽首して云、龍子は、古の賢者なり、孟子
 は、古今の大才なり、其人だに此過あれば、我翁に遇はずば、一生を謬
 るべし、孔孟の言は、何事も順ひ守るべく、今日まで、我國日本は、制度
 狭小にして、支那儒者の如くならず、若時を得て、祿位にも登らば、一

に儒者に依て、君を堯舜にし、民を湯武にせんと思へり、今日、始て大道を聞、心意豁然たり、誠に、我國の貴きを知る。

孟軻氏が「コトク」ク書ヲ信ゼバ書ナキニ不如云ひ「我武成ニ於テ二三策ヲ取ノミ」云、此に依ば、孟軻氏の見る處、六經も悉くは不取なり、孟子のこき、孔子を去ること不遠かつ、秦火未燔こき、その經典の不可信こと如是なり、我神書の如きは、句々至言なり、神語なり、その廣博なることは、六經諸子に不如とも、その實の教は具りて缺ることなし、儒典は、五倫に就て教を立す、神道は、一箇の赤心、君臣の大義のみなり、此一箇の赤心、家に在て孝なり、夫婦に在て和なり、隣里朋友に交て欺なし、今日にして見れば、孝悌忠信は、教の末なり、此君臣の道一たび立て、萬國違はず、不孝の子有は罪を加ふ、不義の夫婦あれば、刑を加ふ、一として治らざるなし、且五倫の設け、父子あれば、自ら昆弟の道は立へし、父子の間、子に孝を教へ、父に慈を誨る、

譬ば、猿に「木のぼり」を教へ、魚に游泳を教へ云へし、況や、朋友は道同じければ、相比す、志通ずれば、相遇ふ、此君臣に比すべきならず、世に謂ゆる、綠林の刎頸、博徒の斷金の類は、反て世教の害なり、又漢代に黨錮の灾起り、其後唐宋に至て、動もすれば、朋黨の論おこりて、國政を亂し、賢哲の放逐せらるゝこと、皆此朋友云より起りたるなり、唯、道の綱要は、君臣上下に存すべし、因に、虞舜の登庸を論ぜば、釐降二女于媯、納嬪于虞、虞舜の身に在ては、これは受て可なり、父母に不告して娶、妨なきなり、慎徽五典、五典克從、納于百揆、百揆時叙、云々の如き、例の支那の癖として、飾辭も有へけれども、萬世に聖人と稱する人なれば、左も可有と信ぜらるゝなり、帝曰、格、汝舜、詢事考言、乃言、低可、績三載、汝陟、帝位、これ堯、至公の志なれども、今、神道を聞に就て思へば、實に過擧なり、元來支那の風として、君臣の大義、亂れ來りしにも有るべけれども、堯の徳を以て、此を舜に施す、此時より此を

改て萬々歳の則を垂へきなり、但時勢の然らしむる歟、實に可惜こ
 こなり、舜讓于德弗嗣、まここに左あるべしと思ふ、なり、正月上日
 受終于文祖、その時の勢知るべからざれども、若堯崩殂して、四海八
 音を遏密するごきに至ては、更に丹朱の喪に居る心緒を察すべし、
 勿論、衆聖人を擇て、其側に置へし、若、少分も悲哀の情を見れば、此より
 教導して、其本心を得せしめば、尙、一世の君たるべし、若暴逆にして、
 一向輔佐するに堪ずば、九男の中、一人を擇て、此を帝位につけ、命を
 受奔走して可なり、若庸才にして、事に當て不堪ならば、自身は、冢宰
 として、萬機を統るも可なり、禹をして水を治めしめ、皐陶をして士
 師たらしめ、稷を農正とし、夔に八音を掌らしむ、大徳のりを不踰小
 徳出入すごも可なり、此等の賢者をあげ用て、其左右に居ば、日々善
 にうつりて、堯の子の堯たるも無ご云へからず、若、亦極頑鬪暴惡に
 して、朝に伯益皐陶を髡し、夕に伯禹が家に放火せば、群臣ご共に謀

り、父祖の廟に告て、其位を斥け、別に、其弟を迎て、これを立も可なり、
 如此せば、十人の中、一人の助て輔らるゝ人も有へきなり、若十人な
 がら、一向暴惡にして、賢人の心を截、孕婦の腹をさかば、たごひ幼主
 なりごも、其孫を立つ、若、その中、一人の明君を得ば、復百不足八十限
 に隠去り、君臣綱常の趣を萬々世に教ん、亦、樂しからずや、若また、我
 去ば、讒臣佞人の進んごごを憂は、永く宰輔の位に在て、千官を進退
 し、萬民を撫育す、威海外に加はり、富宇内を保つて、尙臣位に居して、
 尙正朔を奉ず、禹は、水を治る功を以て、大國に君臨せしめ、稷契皐陶
 また、此につぎて、昇進せしむ、羿よく射るも、此を田獵に施して、たご
 觀の美をなす、固より、彼が窺窬を絶す、我兒孫の灾患をなすへきに
 非ず、此を以て、萬世に傳ふ、湯武も、亦才に任じて、用ゆ、伯夷叔齊も、馬
 を扣て、諫るに不及、首陽山下に長く、蕨を採しむべし、又、粟を食せし
 むべし、仲尼これを祖述して、萬世の師ごなる、秦始皇も、其典籍を燔

ここ不能、商鞅、李斯も、その政を易ここ不能内にして、君臣綱常立すれば、外國も窺、窺の情を絶す、今に至まで、我日本の如く萬世不易の君臣たるべし。

或有所成
或有不成
の詳説

先生問、その言ごころの、或有所成、或有不成の教、その幽深の趣、有と聞く、更にこれを詳にせよ。

翁云、我これを師に聞り、此一言天の道にして、我國の綱紀となる、それ天なるか、有所成、山は高く海は深し、草木は春夏に茂盛して、秋冬に枯槁す、未成か、有所不成、海外、いまだ德澤にうるをはず、禮度文物、未だ詳悉ならず、昔時にして言ば、其有所成とは、大己貴命與少彥名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜産、恩及禽獸、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之灾、異則定其禁厭之法の類是也、或有所不成とは、幸魂奇魂、いまだ三諸山に鎮座し、玉はず、此秋津洲、いまだ天孫瓊々杵

尊の御宇ならざるなり、其瓊々杵尊の時に至ては、或有所成とは、天尊位定り、天津神籬、天津磐境すでに起樹せるなり、或有所不成とは、猶西鄙に居して、いまだ中國にのぞまず、皇祚諸尊の所生未だ全き磐境ならざるなり、其神武帝に至ては、東征して大和に即位す、八社既に鎮して、四方掌握に暇、有所成なり、その有所不成とは、金銀未だ具らず、文字典籍未だそなはず、官階も唯大率を存する是なり、應神天皇より聖德太子に至て、兵威海外を征て、衆貨ここく備る、我國に、神道を詳にし、他邦に、醫藥儒術を取來て、治具ここく備る、此時、有所成なり、然るに、守屋蝦夷、かはるく威を奮ひ、邊隅盜賊不絶、これ有所不成なり、更に、時勢を詳にして、その幽深を知べし、此一言事、麤細にわたり、勢内外を該羅す、且く易を引て、此を解せば、大極す、でに立つ、有所成なり、兩儀いまだ分れず、有所不成なり、然るに、此大極と兩儀と前後を云べからず、一異を云べからず、此有所成と有所

不成と前後を云へからず、一異を云へからず、有所成ときに當て、自ら有所不成を知る、自滿の意を制して、安逸に處せず、その兩儀既に分は、有所成なり、四象未兆は、有所不成なり、四象既に分布す、有所成なり、八卦未立は、有所不成なり、八卦既に布は、有所成なり、十六卦、三十二卦、六十四卦、未具、有所不成なり、六十四卦既に備る、有所成なり、象十翼未成は、有所不成なり、初より此に至るまで、或同一時、或異代、異事にして、有所成の處に、有所不成の誠存して、不漏不缺、萬世に通じ、貴賤に通じて、不可須臾離の道なる也、更に之を詳にせば、乾の初九に、潜龍勿用と、すでに是龍徳、これ有所成也、其用未施すべからず、潜り居て無爲なる、有所不成なり、九二に、見龍在田と、云、有所成なり、利見大人と、云、有所不成なり、若見大人、有所成に至るなり、九三に、君子終日乾々、夕惕若、勵無咎は、君子有所成之位なり、夕惕若は、有所不成と、可知なり、九四に、或は、躍在淵は、有所成なり、無咎は、有所不成なり、九五に、飛龍在天は、有所成也、利見大人は、有所不成なり、若大人を見ば、有所成に至るなり、然大人を見已て、更に有所不成を知る、これ少彦名の教なり、上に言こころの堯の舜を獲たるが如き、正く此に當るなり、堯をして此少彦名の教を聞しめば、支那萬世の盛事なるべし、上九亢龍有悔、これ正く有所成の地に至て、有所不成の慎を知べき教なり、支那に、神教未傳れども、易の一書、天地を該羅して、自ら鬼神の致に通ひ、聖人の聰明なる、此理の相應せるなるべし、更に智者選て精くし、語て詳にせよ。

孝と云名
末なり

先生云、神代の教なる哉、然るに、孝は、これ萬行の本なり、天下に父なきの子なければ、一日も闕へからず、儒には、孝經あり、神教には、その教を聞ず、これは我國の缺典とせんか。
翁云、天下に、父なきの子なければ、その道書典をかるべきならず、

孝云名も末が末なり、儒生の中にも孟子などは、此に達せり、彼に云く、人之所不學而能者、其良能也、所不慮而知者、其良知也、孩提之童、無不知愛其親也、及其長也、無不知敬其兄也、不學而能者云、こゝに我神道の教、こゝに在なり、論語、學而篇に、子夏曰、賢、賢、易色、事父母、能竭其力、事君、能致其身、與朋友交、言而有信、雖曰、未學、吾必謂之學矣、以是、可考之、孝經を讀て而後、に知べきの道に非ず、現事を以て察するに、孝子とて、官邊より賞美を受る者、多は、孝經を知ざる者なり、此を神道と云、誠は、不學のところに道あり、もし書を讀て知べきは、道と稱すべきに不足。

翁と父老
との對話
を聞く

其翌日隣村の父老兩人來て翁に告て言、近年々貢の外に、村の懸り物とて、動もすれば、年貢に倍せることもあり、庄屋なる者、常に云、田地方の諸役人、多は薄祿なり、賄賂に似よりたる事もなければ、

其父母を養に足らず、世の習にて次第增長す、此その人に限かと思へば、平役人は、中役人に諂ひ、中役人は、亦その上にへつらい、段々その上に達せねば、事に障ありて、それくの役つこまらぬ様になりゆく、云、我等此を難じて云、諸士の俸祿みな君より定め給ふ處、儒者にも、上士は中士に倍す、中士は下士に倍す、下士は庶人の官に在るは祿を同す、我等下農夫の産業に同せず、上父母を養ひ、下妻子を育ふに足れり、賄賂に似たるは、少分は可なり、增長すべきに非ず、庄屋云く、然らず、諸老時の風を察せよ、此事をなさねば、近村みな塗炭となる、年々にかさ高になりゆくも、時の勢なり、隣村より此村は少し増し、次は、此村より隣村は少し増し、知へし、遂に、二倍三倍に及ぶ、此頃、内分を以て聞に、庄屋に大なる私あり、上役人へ一分を遣せば、二分となし、三分となし、下を虐して自ら肥す、是を聞て、近村少壯なる者、黨を結て、庄屋が家を破却せんと企つ、若同心せずば、先そ

の道理を聞んごて、五六十人も詰かけたり、いかゞ道理を演て、此騷動を制すべきぞ、翁云、此は以の外のこごなり、有まじきこご也、諸父老、彼少壯の者に告よ、君は元首の如くなり、諸臣は股肱手足の如し、既に君の民なれば、いか様の事あるこも、たごひ身命を喪失すこも、必ず君へ忠義を盡すべきなり、此義納得ならば、其君の股肱手足も潤澤ならしむべし、庄屋などは、手足の爪の端なり、爪の端まで潤澤ならしむべし、我等小人、茯苓をほり、枸杞子を摘て、これを補はゞ、五十日が七十日の勞なり、庄屋を潤すも君への奉公と思ふべし、必ず率爾の事あるべからず、若率爾の事あらば、必ず上よりの咎めを受べし、それよりは五十日はかり勞力、その償をなして可なるべし、諸父老、此理を聞て尤なり、彼無分別ものも、此理には必服従すべしと云て退を見る。

先生側にて悦て云、誠に庶人の君に忠ある、今の教の如くなる

耳を取て
聲をかむ

へし、我今翁に決せんこごを欲す、唐高宗出し因に、張孝藝が九世同居せるを聞て、其家に入て、親く問、張孝藝忍の字百餘を書して上る、宋儒これを評して云、孝藝古の三老に比せず、高宗帝忍不足の君に、非ず、若臣が九世同居、家長その事を秉て、婦人事にあつからずと云はゞ、萬一帝の願も有べしと、此二途、翁は何れに従へきぞ。

翁云、我は張孝藝に従ふべし、上より問ふこごあらば、下民は、たゞ、誠を罄すべし、下こして上の器量を計て、安排布置すべきならず。

先生云、翁の言誠に予か肯綮に當る、更に疑を決せんと思ふ、翁これを許せ、無住子の砂石集に、此大海中に、孔字浮び出づ、天照皇、天逆鉾を以て畫なして國ごなさんご欲し玉ふ、その時、第六天魔王、來て云、君は佛子なり、必ず佛國ごなし給へし、此は、我境界にて、佛法の國ごなすへきに非ずと云、天照皇答て曰、我住處沙門を近づけず、亦佛

法を言まじこ、魔王此によりて、還り去る等、其契約を神璽とす、今神前に僧尼を禁じ、佛法を忌む、由來ありと云り、此等の辭その理有べきや。

翁は、額を盛めて云、今時の坊主衆、此様なることを言ひ出して、氣の毒なり、日本書記、舊事古事等に、第六天の魔王と云もの終に見えず、凡字の浮びたること云、こも不聞、天瓊鉢を以て滄海をコフロコロにかきなし玉ふは、諸册二尊なり、伊勢神前に僧尼を忌、内外の忌言等は、神事の差排あるべし、又昔神前に大般若經納りしこと、國史に處々見ゆたり、無住子は、餘程古人なるが、それより後の坊主衆は、猶更に神道を佛法に引合せんとして、耳を取て鼻をかむと云譬の如なること多し、開闢のこことを知んこならば、三紀より外には有まじきぞ。

佛法とは
いかに

先生云、我も近世諸宗の坊主衆の云、こころ、誠の道とは得おもはぬなり、坊主衆の云、こころは、且く措て、佛法と云、こころは、いかなる道にてあるべきぞ。

翁云、我少壯なる時、有識の僧に聞し、こころも有ごも、その旨趣は、不知なり、佛法は、無漏道なり、我は、有漏の人なり、佛法は、無爲を主とす、我は、有爲の人なり、先生云、しからは佛法を信ぜざるか、翁云、我、その深奥を知らず、こ雖、その信すべきを知る、先生云、既に、その道を知ず、と云に、又、信すべきを知、と云、何を言の矛盾するや、翁云、我古の鎌足公の名臣たるを信ず、鎌足公、興福寺を造營して、氏寺とす、大乘院一乘院、兩主、今に至る迄、春日社に奉事す、我近古楠正成が智謀忠義を信ず、今、河内の觀心寺に彼遺迹を見る、此文武大才、既に佛法に信歸す、我、この兩君子に従事す、支那にては、唐の太宗、千古の英主なり、天下を一統せる後、戰場大敵を亡せし處には、悉く寺を建立して、僧を

供養す、その太子高宗に命じて、母長孫皇后の爲に、大慈恩寺を建る等、又、衲衣を製して、軍中常に頂受して、その加護を得る等なり、宋の大祖、太宗、明の大祖、太宗も、亦佛法皈依の人なり、我朝文臣武將、大率佛法を信ぜざるなし、彼智人等悉く服従することなれば、定て信ずべき事有へし、翁小人何ぞ異望有ん、但し坊主衆の勸を受て、講中に入て、カケ錢は出さぬなり。

佛法は治國に用なき歟

先生云、佛法既に無漏無爲ならば、治國平天下には用なきか。

翁云、我是を師に聞り、瑜伽論第六十二卷に、彌勒菩薩佛説の王政經を引て、末世治國の要を示せり、又、諸經論の十善、全くこれ治國平天下の道なり、若無漏の人願輪に乗じて世に權に現せば、その天下を治る掌を指が如くならん、大にして四海を靜めて于戈不動、小にして邑里清靜にして、圉圉空虚なるべしと聞けり。

眞の孝養の道

先生云、孟子に曾子の曾皙をやしなふ、必ず酒肉あり、徹するこき、必所與を請、有餘やと問は、必ずありと云、曾皙死して、曾元曾子を養ふ、必有酒肉將、徹不請、所與有餘やと問は、亡と云、將に以て復進ん、す、これ口體を養者なり、曾子の若きは、可謂養志也、今翁のオモ屋より、翁を養ふを視るに、初日、調味上品なり、いはゆる採於山、美可茹と云ものなり、次日は、疎品なり、羹藜含糗と云へし、まことに曾家の必有酒肉と云に異也、有合次第と思はる、初日は、風味よく調へり、農隙なれば、主人意を調味に用ゆるなるべし、次日は、快晴なれば、山か田への營なるべし、その調味、麤細同からず、此兩三日四五度の食時、翁餘有やと問に、或は有と答、或は亡と答、一定の軌轍なし、其容貌言語を察するに、互に一身の如し、是を以て察するに、翁の兒孫の孝行、曾元にまさみのみならず、曾子に比するに餘あり、大小の曾參、未

だ構造を免れず、我神國の徳風大に海外諸蠻に異なるを知る。

翁云、我家山野の一匹夫なり、何ぞ孔門の諸君子に比せん、然れども、我樂とする所あり、チモ屋の主人は我姪なり、彼が父は我弟なり、此村の處法則として、近代より家を分たず、子供多ければ、總領一人を立て、次は他家へ養子ならしめ、或は他處へ出す、江戸、京、大阪にて家を立て、富有になりたる者も多し、然るに、此處の人は、誠の田舎の習せにて、京、大阪へ出ることを、根國底國に逐ひやらるゝ様に思ふなり、我弟は農業に健にして、我父の心に適し、他處へ出さんと欲せず、故に、我家を弟に譲りしなり、弟、篤實者にて、我に事ること父の如し、此は中年にて死せり、死せる時、丁寧反覆して、今の主人忠次に翁を大切にせよと遺言せり、今の主人もよく守て、日々食を贈る、誠に一身の如し、主人の問訊は、日々のごともあり、五日、七日も不來ごともあり、その日々來も、彼用意に非ず、五日、七日不來も、疎略に非ず、誠に、常の道たがはざるなり。

我國の孝子の例

先生云、我鄙儒生にして、道を談ずべき人品ならねども、神道赤心の道を以て、支那諸君子にも知せたまきなり、大に人の謬を開くことなり、孝の一行は、衆徳の基する所、支那に孝經ありて、喃喃々として教る、多は、僞學に墮す、且く、一二を擧げば、漢、辰太子は賢者なり、其武帝は英主なり、辰太子、晨昏定省を怠る人に非ず、この孝經構造の體裁なり、此に依て行ふも、眞僞知るべからず、遂に、江充が讒を免れず、身不孝の名を負て、劔鉞を免れず、若翁の家風あらば、武帝ご太子、終身一體の如く、たごひ百千の江充ありとも、其間に讒を容るゝ不能なり、梁の昭明太子も、賢者文才なり、武帝も亦英主なり、我國の一箇の赤心ならば、父子隔なく、其憂死も有べからず、太子若世にあらば、侯景が亂も起るべからざるなり、これら、みな支那の孝經、我國の一箇の

赤心に不及ところなり、翁の意いかん。

翁云、先生の言の如し、此隣村に一の農夫あり、山中にては相應なる百姓なり、其妻一子を産して死せり、今年十歳に滿せず、我に托して教導せしむ、其父、後妻を娶る、名をおこよと云、其兒、これを母と云はず、おこよ殿と唱ふ、我教ゆ、汝が父の妻とし玉ふは、誰にもせよ、汝が母なり、其兒云、然ば、過ゆき玉ふ、實母は他人なりや、我云、實母は汝が實母、今の母は汝の義母なりと、兒云、二人の母あることは合點ゆかず、天を見るに、一つの日、一つの月なり、父は日の如く、母は月の如し、天に第二の月を見ねば、我も二人の母有るべきならずと、此も小兒のたらぬ心から云、ここなれば、先そのまゝになしおくなり、又大阪玉造の大和橋邊に、異名を二十四孝と呼ぶ者あり、本名は彦兵衛なり、此者、兄弟二人、兄彦兵衛は其父先妻の子なり、弟は後妻の子なり、彦兵衛、繼母に事て至孝なり、弟に家を讓て、我は後母と共に、蟄居

し、唯孝行を樂として、餘念なき底なり、有る時、鬼類に誘はれて、數日を経て不還、數日の後、近家の屋上に立り、近隣の者、これを助け下して臥さしむ、兩三日を経て、正氣を得たり、これを問に、初め長大の僧來て誘ひ去り、西國、九州、關東諸山みな歴覽す、我その僧に告ぐ、僕は母に事ねばならぬ者なり、卿に隨て遊覽すべきに非ず、僧云く、汝が母は繼母なり、汝が事へずとも、その實子あり、我答ふ、實の母ならぬに由て、猶も孝行を盡すべきなり、僧乃ち、つまはじきして云、此者、吾黨に非ずと放去と見て、彼屋上に在しと、その者、今現存なり、先生、歸京の路次なり、尋問すべし、此二人志性異なれども、全く、我神國の風俗なり、まことに、此實有て、孝經も其用となる。

先生云、孔子五十而知天命と云、此一事、詳にせんご欲す。
翁云、子は誠に好學人なり、此山中、不自由なる處に逗留して、予が

如き者に道を問んとす、下問を恥ずと謂つべし、予も昔此天命に疑ありて、師を尋て、これを決せり、此山中、共に談ずべき人もなければ、唯一人この天命を樂て生涯を送る、今予が問甚鄙懐にかなへり、予焉んぞかくさんや、論語に、不知命、無以爲君子、家に在て、父兄在すときは、天命の蹟は知すとも、其父兄の命にだに背かねば、自ら天命全きなり、君に仕て、小身小祿なる者は、君の命、長上の命に違はざれば可なり、是も變に處しては、天命を知ざれば、大に謬ること也、若小家に在ても、その家長として子弟眷屬を率ゆる者、國に在て有士の君輔佐の臣たる者は、必ず心を此天命に用ゐざれば、身を亡すにも至るなり、故に、命を知ざれば、以て君子たること無と云へり、憲問に道之將行也、與命也、道之將廢也、與命也、公伯寮其如命何と、これは孔子、子路をして季氏に事しむ、魯國に道を行ふ志なり、然るに讒者ありて、子路を危す、孔子天命に安ずるの辭なり、子罕言利、與命、與仁と

仲尼匏瓜に非ず、利と云ものも、折には言ねばならぬことなり、然れども、常に言は鄙俗におつるなり、仁は、孔門の主とする處なれば、言ごも、常に言は鄙俗におつるなり、仁は、孔門の主とする處なれば、言ねばならぬことなり、然れども、常に言は、理屈に墮るなり、戯に近し、命は、これ天の道なれば、猥に言は、天を侮るに近きなり、論語の中、大抵この例なり、孟子には、堯舜性者也、湯武反之也、動容周旋中禮者、盛德之至也、哭死而哀、非爲生也、經德不回、非以干祿也、言語必信、非以正行也、君子行法以俟命而已矣、同、莫非命也、須受其正、是故知命者、不立乎巖墻之下、論語に、伯牛有疾、子問之、自牖執其手、曰、亡之命矣、斯人也、而有斯疾也、陶淵明が子を誡る詩に、天命其如此、先銜孟中物と云が如き、此類みな天賦を受けて自ら慰するの辭なり、大禹謨に、滿招損謙受益、時乃天道と、老子に、功成名遂而身退者、天之道也と、此類命の字なれども、天命の趣を述せる也、易の一書、大抵天命の趣なり、神書皆天命の定る處なり、中庸に、國まさきに與らんとするに、必

禎祥あり、國まさにとんごするこき、必妖孽あり、此等の趣を察して、天命を知べきなり、秦始皇の時、泰山神告云、明年祖龍死、その明年、始皇沙丘に崩す、今予が聞ける所によりて言は、始皇暴悪、雖支那の主となるべきの徳ある人なれば、神祇の告有と思はる、也、始皇此時此告を聞て、謹慎に身を守り、長子扶蘇を召して左右におかば、秦代も急なる滅亡は有まじき也、但し是は、予が妄想と云も可なり、張子房が圯上に、黄石公に遇ふ、劉季の澤中に蛇を斬る、國まさにと興んごする兆なり、此劉季は、漢の高祖なり、史記等に、季被酒、夜徑澤中、有大蛇當道、季拔劍斬之、後、人來至蛇處、有老嫗夜哭曰、吾子白帝子也、化爲蛇、當道、今赤帝子斬之、因忽不見云。

禎祥と妖

先生云、此二事は、智謀の志の假托して、民心を收るに非ずや。

翁云、世の世智辨聰の者は、しが云も可なり、中庸の國興ごするこ

き禎祥ありと云を以て見れば、予は、實事と思ふなり、彼陳涉が謀ごは、天地懸隔なり、摠じて虚なることは、一時は、それにて事すむこと有れども、永く相續すべきならず、此劉季の蛇を斬る、開國の君は、この禎祥あるべきなり、此斬蛇の劍、後には、秦の玉璽ごにも、傳國の寶ごなる、これを虚謀ご云は、世智辨聰、天命を不知者の言なり、綱目斷の如きは、予が取ざる所なり、近世、織田何某は、勇武の士なり、其家名を興さんごす、井ノ口山に居す、いかなる意か有けん、井ノ口の名を改めて、岐阜ごす、其時ある老人、眉を擧て、井ノ口のかはるや、小田の枯か、りご、此識者の言を聞に、此名ご云物も、大切なる事也、我國は、我國の名あり、呼來りしを守る、天の道也、此を他國に取て改は、天命に背くなり、古人、車を朝歌に避け、宿を栢人の村に避るも、天命に順ずご云ごとなり、明の建文君、方孝孺が、その大祖の不學なるを愧ごして、官名宮門の名を改む、實に、身の滅亡を招く處なり、常途の父

祖の成範は改易すべからず支那邊隅なりと雖その開國の主たる人は庸流に非ここ必せり兒孫として此を改む固に暗君陋儒なり是より古を云ば河圖洛書皆天命の著明なるなり宋代の杜鎬が此聖人以神道設教耳と云は固に宋代の人物なり有道者の言に非ず論語にも鳳鳥到らず河圖を出さず我已ぬる哉と云を以て見れば孔子は河圖洛書も實事たるを知るなり繫辭に天生神物聖人則之天地變化聖人效之天垂象見吉凶聖人象之河出圖洛出書聖人則之と彼宗人の言に異なり後世には元魏の開祖が天女を見る明の太祖が護伽藍神の助を得る竝に興國の兆なり此禎祥のあらはるゝ所を以て推は積善の徳なり一朝一夕の故に非ず書經論語などに殷湯王が天帝に告る詞に予小子履敢用玄牡敢昭告于皇天后帝と云は天帝を指なり此後帝と云天帝と云こと支那の書には分明なる典籍なし我國典によらば高天原の天神なり有罪不敢赦

帝臣不蔽と天神輔佐ありて明歴に鑑照し玉ふなり我國典に神漏岐神漏美命と云是なり簡在帝心とは天神の感應なり此天命を畏て王侯は國を保ち庶人は其身を全する也おふけなき言なれども一例を擧ば漢の末三國の時劉備は英傑なり名分も帝胄なり天命も有べき所なり輔佐も豪傑なりしかるに其子劉禪闇短にして其子北地王濞にも不及諸臣の中關羽毀敗し諸葛亮壽命なし予を以て見ればその劉璋を亡して自據りたること神祇の惡む所天命にそむく所なるべきなり諸葛亮英才なれども爰に闇は可惜なり論語の速ナラント欲コトナカレ速ナラント欲スレバ大事ナラスと誠に聖者の誨也史記に孔子爲兒嬉戲常陳俎豆設禮容と此孔子の兒たる時よりして衆に異なる何の處より承るぞ若天より受くこと云ば神漏岐神漏美之命實に空しからぬなり此晩景に近村の男と見ぬて廿歳餘ばかりなる少年物案せる狀に

て入來れり翁と何か密談して少し心解たる體なり夜に入て又五
十ばかりなる人入來れり此も翁と密談して少し心解たる體なり
此兩人才モ屋に止宿せり先生是を如何なる事ぞと問に翁云子に
告へきことならずと云て不言後にその様子を告る者あり此少年
は近村に在て相應なる百姓の子なり父の讓を受て家督をも相續
せる者なり後に來りし者は其少年の叔父也此少年去々年同類の
族より妻を得たり此女山野にては容色見苦からぬ者なり其父放
逸の心にて此娘に密通せり此少年は其後父に暇を乞ひて六十六
部回國せり娘は其後氣病を煩て年十八にて病死せり父は其後志
を改め剃髮し休甫と名を改め坐禪の門に入れり少年は三年の後
家に歸て能その家を治め父に孝養を盡せりと云ことなり此一件
翁の計ひにや有んよくも治りたり支那にて程子朱子の計を受は
いか有んと思ふなり。

河圖と神道

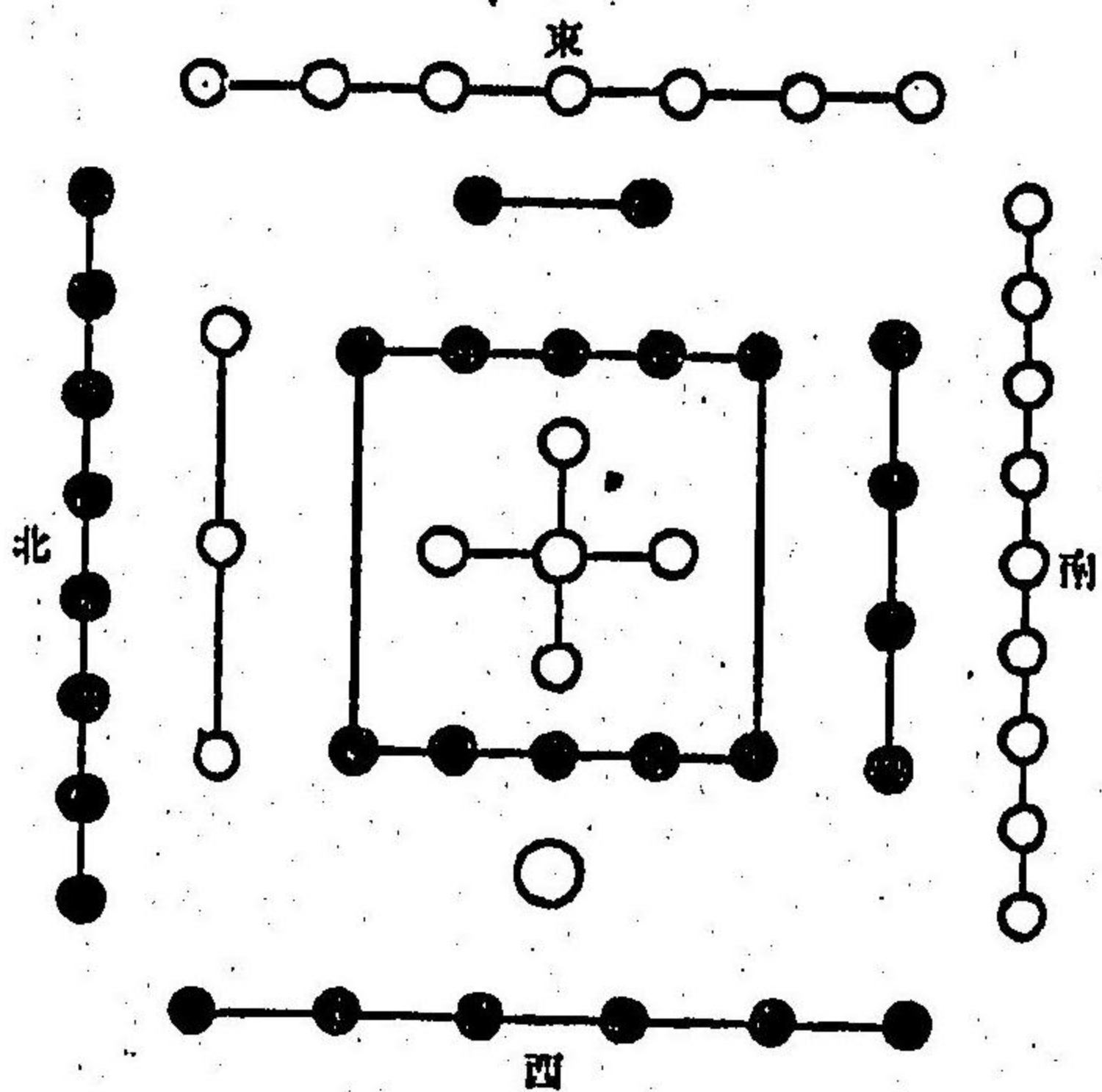
先生問云河圖洛書すでに天神物を生聖人これに則ると云既に
天と指し神物と標す我神道より此を見ればいかなる蹟あるべきぞ
又天垂象見吉凶と云ことなれば我高天原より化現せるに非ること
を得んや翁の意いかん。
翁云先生まことに一隅を擧れば三隅を反する才なり詩書六經
に標する所の天と指し神と名る皆我神道を除て外に有べきなら
ず我より此を見れば河圖は瀛津鏡より象を顯して庖羲氏の爲に
八卦の基本となる洛書は邊津鏡より象を垂て夏禹王に洪範九疇
を授く翁何ぞ所懐をかくさん先生先その所解を言へし。

周書

- 五行、五事、八政、五紀、皇極、
- 三德、稽疑、庶徵、五福、六極、

五行、水、火、木、金、土。五事、貌、言、視、聽、思。
 八政、食、貨、祀、司空、司徒、司寇、賓、師。
 五紀、歲、月、日、星辰、曆數。皇極、皇建其有極。
 三德、正直、剛克、柔克。稽疑、擇建立卜筮人。
 庶徵、雨、暘、燠、寒、風。五福、壽、富、康寧、攸好德、考終命。
 六極、凶、疾、憂、貧、惡、弱。

先生云、河圖の模たる。



係辭曰、一陰一陽之謂道、文これ數を言の基なり、繼之者善也、成之者性也、文萬物の情たる、夜に兆して晝に發す、朱子云、道具於陰而行乎陽、云、是なり、此一陰一陽の道に順じて、これに繼ぐ者、往處として善ならざるなし、既に、これ善成立して性となるなり。

又云、天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十、文朱子云、此言天地之數、陽奇陰耦、即所謂河圖者也、其位、一六居下、二七居上、三八居左、四九居右、五十居中、就此章而言之、則中五爲衍母、次十爲衍子、次一二三四爲四象之位、次六七八九爲四象之數、二老位於西北、二少位於東南、其數則各以其類交錯於外也、上。

天數五、地數五、五位相得、而各有合、天數二十有五、地數三十、凡天地之數五十有五、此所以成變化而行鬼神也、文朱子云、天數五者、一三五七九、皆奇也、地數五者、二四六八十、皆耦也、相得謂一與二、三與四、五與六、七與八、九與十、各以奇耦爲類、而自相得、有合、謂一與六、二與七、三與八、

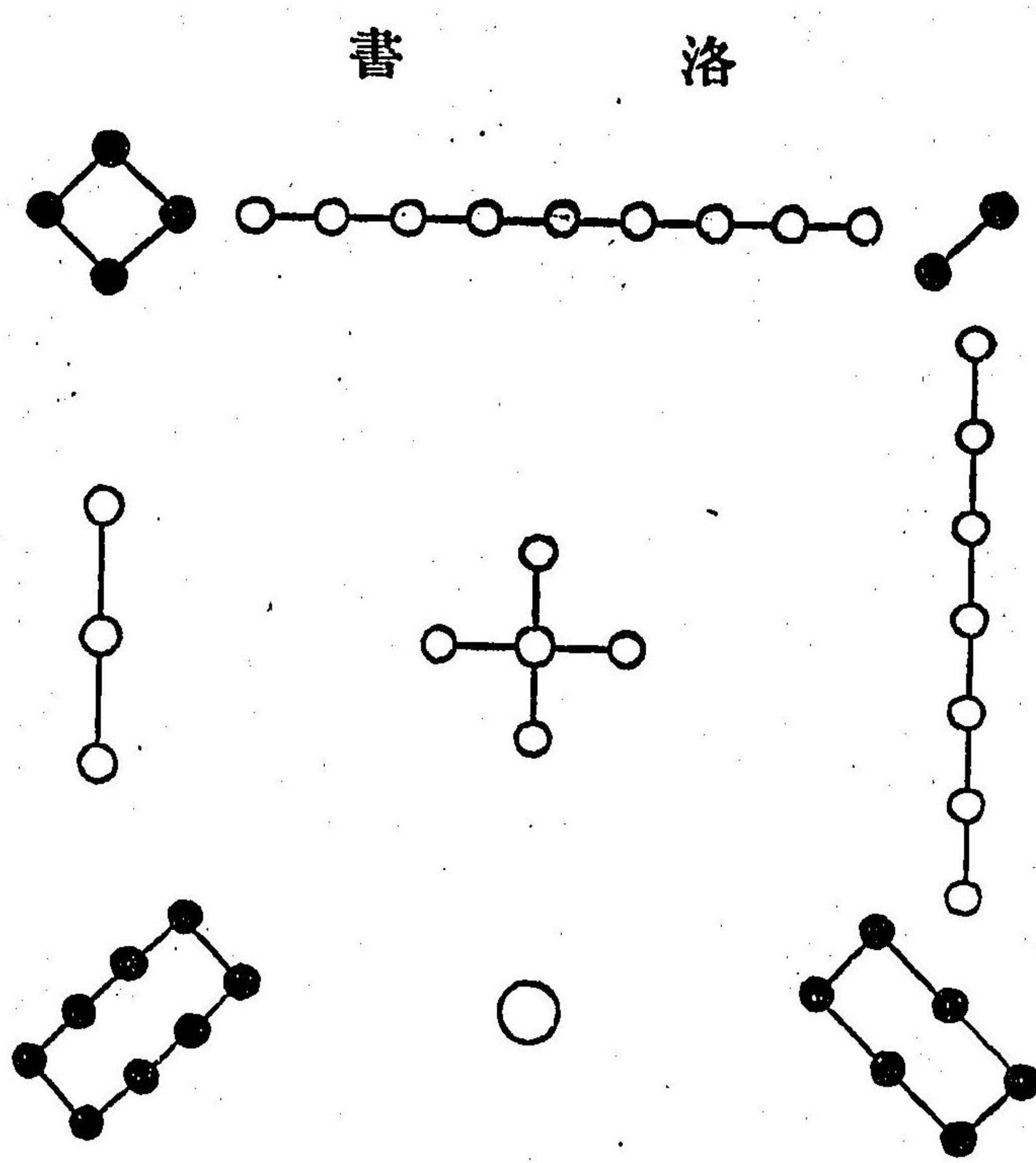
四與九五與十皆兩相合二十有五者五奇之積也三十者五耦之積也
 變化謂一變生水而六化成之、二化生火而七變成之、三變生木而八化
 成之、四化成金而九變成之、五變生土而十化成之、鬼神謂凡奇耦之生
 成屈伸往來者、上此朱子說可取、但鬼神を屈伸往來を以て解するは、
 未盡に似たり、已下係辭の文幽深、みな翁の所知なり、これを我神道
 より見ば如何ぞ。

翁云、舊事紀に云、天神御祖詔、授天璽瑞寶十種、謂瀛都鏡、邊都鏡、一
 乃至天神御祖教詔、曰、若有痛處者、令茲十寶、謂一二三四五六七八九
 十而布瑠部、由良由良止布瑠部、如此爲之者、死人反生矣、此ヒフミ
 ヨイムナヤコト、佛家者流の陀羅尼の如く唱る邊に、功驗を得なり、
 河圖大衍の爲に基本となる、此中に五、誠に衍母たり、本にして、地水
 火風空、しき浪よする伊勢に在ては、土宮、瀧宮、角宮、風宮、高宮の五宮
 なり、象を垂て五行とす、水火木金土なり、聖德太子、此五行の象を取

て神明の故を誨ゆるなり、書紀云、而陽神左旋三より二を得るなり、
 是を衍母とす、陰神右旋四より一を得るなり、同これ衍母なり、分巡
 國柱、同會一面、おのく五を得る、合して十となる、衍子なり、此に於
 て國土を生育し、萬物を化成す、書紀に時天神以太占而ト合之と、此
 等の趣きなり、六七上下相對は、中間化育の象なり、八、左に在は、雷神
 なり、九、右に居は、橿原の九神なり、此に至て、能事畢、この神祇象を顯
 して支那に則を垂る、これを河圖とす、朱子說、取へし、其中、二老位於
 西北、二少位於東南と云は、疎失なり、陽西なるべからず、陰南なるべ
 からず、此は、河圖の東を主とするを謬れるに由るなり。

洛書と神道

洛書は、邊都鏡より現す、師說に、瀛都鏡は、地に位して天を照す、邊
 津鏡は、天に位して地を照すといへり、其數戴九履一、左三右七、二四
 爲肩、六八爲足と云り。



洛書

此中隅は陰にして、正、方、及、中、は、陽、な、り、正、方、五、位、こ、れ、五、嶽、を、表、す、四、隅、は、江、淮、河、漢、の、象、な、り、且、隅、の、陰、に、隨、て、水、を、洒、く、禹、の、治、水、の、功、な、り、若、成、象、に、依、は、水、を、治、る、は、四、裔、に、そ、ぐ、べ、し、然、る、に、支、那、は、亞、細

亞、洲、東、裔、の、一、邊、な、れ、ば、其、水、皆、東、南、に、洒、く、若、洛、書、の、成、象、を、取、ば、雪、山、を、中、岳、と、す、泰、山、を、北、岳、と、す、楞、伽、を、南、岳、と、す、黑、山、を、東、岳、と、す、室、韋、の、中、山、を、西、岳、と、す、へ、し、黃、河、東、北、に、洒、き、私、多、西、北、に、洒、き、信、度、西、南、に、洒、き、宛、伽、東、南、に、洒、く、へ、し、彼、を、以、て、此、に、移、す、禹、貢、に、九、州、攸、同、四、隄、既、宅、と、云、是、な、り、上、下、相、對、し、て、十、を、成、す、左、右、四、隅、竝、に、爾、り、若、その、中、を、兼、れ、ば、各、十、五、を、成、す、月、白、黑、の、數、に、應、ず、此、を、左、右、に、兼、て、三十、を、成、す、一、月、の、日、數、な、り、類、に、ふ、れ、て、解、す、へ、し、此、中、位、五、こ、れ、を、五、行、と、す、八、位、我、八、大、洲、を、生、育、の、象、な、り、五、の、數、八、の、數、萬、化、の、基、こ、なる、此、を、天、下、豐、あ、し、原、に、移、す、五、は、こ、れ、素、尊、八、岐、蛇、奇、稻、田、姬、手、摩、乳、脚、摩、乳、と、す、八、は、八、雲、の、神、詠、な、り、此、神、詠、大、八、洲、を、平、治、す、る、の、象、な、り、已、而、素、堯、鳴、尊、遂、就、於、根、國、

先生問、八雲の神詠は、素尊この五行八位の蹟を合て詠じ玉ふか。
翁答、しからず、八雲は、唯雲なり、雲の重りたるを見て八雲と云、八

紫の朱を
奪ふをに
く

重垣は、但垣なり、垣の重りたるに就て、八重垣と云、此簡易のことは、
天數に應じ、地理に應じて萬代の龜鑑となり、兒孫の洪規たる、是神
詠の徳なり、後に至て、大己貴命、比々羅木之八尋矛を以、平國に、少彦
名命を得て成立せる處なり、事代主神謂使者曰、今天神、有此借問之
勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中、造八重蒼柴籬、踏船柁而避之、
と云、是なり、此數是を支那に傳ふ、洪範、九疇、彝倫攸斁と云り、事煩多
なれば略す、先生思てこれを詳にせよ。

先生云、神祇の上にある、天命の嚴然たる仰ぎ則るべき所なり、是
に反して我朝にて、小知の事を害する國賊とも名くべき人物有り
と思はるゝなり、郷愿を憎む、其徳を害するを惡むなり、紫をにくむ
は、其朱を亂すゆへなり、此國に就て、我疇昔の鄙懷を演べし、翁も、明
誨を藏ことなかれ。

翁云、先生試に言へ、我も所懷を述べし。

先生云、近世ある人、經濟の書を著して、中華は、萬國の則を取べき
國なれば、我朝も、中華を手本とすべしと、予翁の明誨を聞ざる已前
には、支那はこれ邊隅と云ことを不知、中國とも稱すべき様に、意得
たれども、その國の風を看るに、豚を羹にし、犬を膾にす、君は臣を疑
ひ、臣は君を欺、歴代亂凶して、遂に外國順治、康熙、兩帝の力を得て、今
且く寧居す、我本朝の皇統永く不動、文武みな歴世相承く、陪臣に至
る迄、其君を君とし、私を不願、國の廣さこそ支那に劣るべけれ、忠義
は我國まさりたり、若一概に支那に則らば、恐くは、今日の治世ある
べからず、まして翁の明誨を聞て、我國宗國たるを知る、萬邦若わが
國に則をこらば、たこひ夷狄も君、君たり、臣、臣たり、父、父たり、子、子た
るべし、彼なまじいに、書を読む者、此神國を鄙め、他邦を羨む、國賊に
非ずや。

翁云、子の所言至れり。

六六

先生云、或人道統の傳を述べて、堯舜より乃至孟子、孟子より程子、朱子系統を引て、これを我國に繼んと思ふ、それ我國は神國なり、天照皇の神裔、歴世の天皇なり、代々の武將、また帝裔なり、藤橘忌トみな神裔也、諸民も、また神裔多し、詩經に、他人を父と云を嘆じ、孟子に、喬木より幽谷に入を斥ふ、彼道統の傳を云者の所爲、亦道の賊に非ずや。

翁云、しかり、此神國の人は外國蠻夷の系圖を繼ぐべきに非ず。

先生云、これは、佛家者流の血脈と云を羨しく思ひて、道統をまねて拵へたるなれば、佛門の血脈も是に類して國賊の種類なるか。

翁云、佛門出家も釋迦如來の道をこり謬りて、種々の拵へ事ありと聞けども、彼は、既に、世外に道を學ぶことなれば、今の所論ならず、若、佛法の邪正を詳にせん、欲ば、彼道を學得て後の事也、翁は、未だ、

いごま有らず、我神國の民として、外國の系圖を繼んと思ふ、不忠不義の最極歟、天主教の類族と云て可なり、此道統の傳と云こと、支那にても、大家は笑ことなり、昔はなきことにて、唐、韓退之が、文章の飾に、この趣を云出したるなり、元來、宋朝伊洛の風として、佛法を羨みながら毀り、そしりながら似せる、畢竟して程朱より後のことなり。

是も亦國賊か

先生云、又國賊と稱すべきあり、昔、馬子大臣が直駒をして、崇峻天皇を弑せしことあり、聖德太子、後國政を乗るごき、その誅罰を加へ玉はず、これを、或儒生、八耳弑天皇、と記せり、此趣を察するに、春秋、宣公二年秋九月、晋趙盾弑其君夷臯、とあり、其事跡左傳に詳なり、晋靈公、不君なり、其大夫趙盾が諫言を憂て、これを殺んと謀ること數度なり、趙盾幸に數度免れたり、崇峻天皇も不君なり、その時、馬子執政の任にて、天皇に隨ざりしことあり、或時、天皇、自、屍を截斷して奮て

六九

云、我、こゝろに不適もの、此、彘の如し、こ、其、こゝろ正く馬子にあり、時
の皇后は、馬子が女なり、我父の殺害に遇へきを悲て、竊に、其父馬子
に告知しむ、馬子、此を憂て、腹心の家臣、直駒を召して、此趣を語る、直
駒、此ことを聞て、此は我に任せ玉ふべし、云、其夜、天皇の寢殿に入
て、天皇を弑す、馬子、此を隠密にこり計ふ、然れども、事大事なれば、群
臣知ざる者なし、但、時勢如何ともし難ければ、此時、誰も此を究明す
る人なし、其のち、直駒いよく、親昵の臣となりて、終に、皇后に奸せ
り、馬子、此を知り、直駒を樹上に縛して、自ら弓箭を執て、云、汝、我を思
ひ、雖ごも、正く天皇を弑するは、汝なり、此罪一箭を受べし、汝、下賤の
身として、忝も皇后を汚す、此罪一箭を受べし、汝は、我臣僕として、主
人の女を汚す、此罪一箭を受べし、三箭を放て、殺す、靈公は、趙盾がい
こなる者、名を趙穿と云、此者、靈公を桃園に弑せり、趙盾は、此時、國
を去んとして、未境の山を越ざるに、靈公、既に弑せられしと聞て、歸

れり、此を晋、大史董狐書して曰、趙盾殺其君、こ、これを朝に示す、宣子
これを見て曰、不然と、對て曰、子正卿となりながらも、亡不越境、反不
討、賊、非子、而誰、宣子曰、嗚呼、我之懷矣、自詒伊感、其我之謂矣、孔子曰、董
狐、古之良史也、書法不隱、趙宣子、古之良大夫也、爲法受惡、詳は左傳
を看るべし、筋の違たることなり、ここに董狐は、晋の史官なり、その
職なれば、何にもせよ、國事は記せねばならぬ役なり、これを記する
には、其國法あり、此董狐が、國の正卿をも不憚して、法式の通りを記
せしを、孔子も賞美せり、又趙盾が、我當職の權威を不奮して、其法の
悪名を受し、寛容なるを孔子、賞美せるなり、春秋を記せるに、此兩人
の美事を藏さず、董狐が記せしを用たる、孔子の筆法なり、彼陋儒は、
我等同前の陪臣の身なり、勿論、天下の史官に非ず、誠に、春秋を讀そ
こなひたるなり、儒者として、春秋を見あやまる、如是、世に聰明叡智
の人、まれなれば、書を見謬るは、可許、自の才、自の徳を省みず、下賤の

身こして國の大議をはかり、忝も皇太子を侮り蔑にす、その罪莫大なるべし、それ春秋は王者の事なり、孔子周の衰世に生れ、東周の志あれども、七十二君皆言べき所なし、父、その子に弑せられ、君亦その臣に弑せらる、陳恒が齊君を弑せる時、孔子朝服して哀公に朝し、陳恒その君を弑す、これを討せん、請ふ、哀公まことに、君たるの器ならず、自ら義兵を擧るに心なし、君云、彼三子に告よ、三子にゆきて告れども、三子も可せず、孔子は常に、齋戰疾を慎む人なり、天下の大義すておくに、不忍、君に告げ、三子に告れども、竝に同志ならず、春秋の思ひ立は、止むことを得ざるに起るなり、故に、游夏の徒も一辭を賛すること不能なり、國政の褒貶は、文學の子游、子夏だにも、妄に筆を下さぬ事なるに、後世の者の、自ら分を不知、こゝ如是、孟子に王者のあこ熄て、詩ほろぶ、詩亡びて春秋おこる、我朝は、開闢已來王者のあこ不熄也、詩は我朝にては歌なり、歴代の勅選、此しきしまの道ほ

ろびざるなり、彼下賤陪臣猥りに、僞言を記するは如何。

翁云、しかり、上宮皇太子、帝室の冑裔なり、位、東宮に居す、職、攝政たり、我國禮樂の興る、此君の力なり、十七憲法萬世政治の基本たり、仰で天意を察するに、歴代政を乗る人は、天命の在こころなるべし、天照皇、下地を照臨し給へば、天命なくして政を乗るべきならず、既に天命ある政なれば、下位こして上を議せば、天命に違すべし、孔子春秋の趣を察するに、天子を尊み、亂臣賊子の心を誅する外なし、今、此者の志を看るに、自ら聖人孔子に擬して、國柄を乘にあり、實は、是孔門の罪人なり、入鹿將門にも類すべし。

先生云、先に云ふ、經濟家の中に、諸大名の參府往來、烏帽子垂衣にて、其威儀をあらはし、從徒を減して、費を省へきこと、云へり、若その言の如くならば、若キヲヒ組の游俠あつまりて、大名を制すること

き、敗闕不少、今の武具嚴重なるたごひ、外國より看ることも、整々の軍
ご云へし、武運長久の兆なり、翁の意はいかん。

翁云、しかるべきことなり。

先生云、有人云、又諸侯の子孫斷絶して、其世繼なきは、天より其國
を凶すなれば、天意に順じて、養子相續を許すまじきこと云り、翁の意
いかん。

翁云、天照皇既に、忍穂耳尊を養て位に立玉ふ、天命神慮仰き則へ
き所なり。

賊の經濟

先生云、如上の趣に依ば、此有人が如きは、用るに不足、用るに不足
のみならず、國家を亂す兆なり、黃口の儒生、ごかくに支那の風を好
て及第を設け、才を用ゆるの癖あり、我も、論語の耕や鋤その中にあ
り、學や祿その中に在ご云を信じて學問を以て、世に用ゐられて、祿

を食へき志ありき、此度翁の教を承て能々思へば愚の至なり、又祿
の爲に學問をなす可恥の甚きなり、天の物を生るを見るに、馬の子
は馬なり、牛の子は牛なり、同じ馬の子にも、駿馬の子多くつよし、騫
馬の子多くよはし、此によらば、貴人の子を貴く用ひ、その中に才を
擇て事に任ず、我國の風實に天道に順すべし、道は、我心を明にする
に在べし、支那の及第を設けて士をさるの風ならば、人々皆德行を
すて、唯文才技倆を事ごす、孔子の學也祿在、其中ごの玉ふも、支那
國の風によりて、一類懈怠の學者を進の詞なるべし、萬代萬國にお
し通じて道ごすべき道には非るべし、農は國の本也、若人々農をす
て、學問を事ごせば、其國いかんぞや、道をそこなう基也、其中に若
才子時に逢はず、郷里の鈍才、上に用ゐらるゝを見ば、多は、天を怨み
人を咎るの懷あるべし、我國に在ては、今の諸侯、多く皆開國忠義の
家なり、今の公卿、みな、神裔皇孫にして、民庶に墜ざる家なり、我儕下

賤の肩を比へべきことならず、整々たるかな我朝の風。七六

翁云、先生の言の如し、誠の經濟は、我國神勅にあり、天照大神因定、邑君、此中すでにこれ君と稱す、今の邑長、庄屋などを君と云へきに非ず、正しくこれ封建諸侯のこことなるべし、天下の富を以て、此を天下に俱にす、一人の私ならず、此に國の大小、官の高下を不言、まことに神勅なる哉、此を支那に比對せば、三代の封建、この神勅に近し、其中孟子に、周公之封於魯、爲方百里也、地非不足也、而儉於百里、太公封於齊也、亦爲方百里也、地非不足也、而儉於百里、朱註に、二公有大勳於天下、而其封不過百里、周の一里、今の五町餘なれば、此等皆大國に非ず、今我朝の諸侯、一郡の主あり、一國の主あり、兩國の主あり、三國の主あり、それく功に因て祿を受く、功大なれば祿も亦大なるべし、其百里に限る、猶これ至公の政に非ず、秦始皇周の微弱にこりて封建を廢して郡縣とす、一人の威勢、一人の富有なり、天の道に非

ず、漢高祖に至て、秦の孤立の災を鑑て、子弟を大祿に封じ、功臣を大國に封ず、秦代に比すれば、やや道に近し、然るに功臣は、或は謀叛し、或は疑を受て、みな相續せず、子弟諸王も景帝の時に至て、七國の亂を起す、此等は彼國、元來君臣綱常の立ぬ國なれば、然るべきことなり、君臣の道だに全くば、大國も妨ぬこことなり、唐の柳子厚が如きは、固より道を知らずと云ふべし。

天に順じ
て天命を受く

翁云、道の道たる人の人たる、天に順じて天命を受けるにあり、外國にも聖主ありて、萬民を撫育するには、必ず天を敬ひ、鬼神を尊む、堯典に、乃ち羲和に命じて、欽て昊天の曆象、日月星辰に若ふ、敬て人に時を授き、又分て、羲仲に命じて、嵎夷に宅して、寅で出日を賓す、申て、羲叔に命じて、南交に宅しめ、南訛を平秩す、分て、和中に命じて、西に宅しめ、寅て納日を餞し、申て、和叔に命じて、朔方に宅しめ、朔易を平

在す云、帝曰、咨汝羲、および和、共三百有六旬、有六日、閏月を以て四時
を定め、歳をなす、尤に百工を釐む、庶績咸く熙、廣と云、支那に我神書
なければども、天に順んご欲するに、天象を考へ、天の時に若ふて國を
治め、萬民を撫育す、まことに聖人の志也、仲尼は堯舜を祖述する人
なり、易に至て、陰陽の蹟を攷て、天圓に地方なりと云、春秋、二百四十
二年の間に、日蝕三十六を記して、君子の慎を示す、竝に天に順ずる
の志、亦聖人の述作なり、論語に、顔回に告て、夏の時を行へと云、みな
その趣なり、因に、天地の蹟を論ぜば、歴代天の時を考へ、漢洛下閎、唐
一行みな選述あり、元の郭守敬が授時、歴に至て、曆法頗る、ご、なふ
ご云へし、然るに、天體を論ずるに、三家有と云、な、宣夜は、絶て師説
なし、其狀を不可知、周髀之術、天は覆盆に似たりと云、渾天之説、天之
形狀似鳥卵と、近世大抵、天は地外を包み、地は天の中心に在て、塊然
ごして不動、日月星辰、天に付て日夜に地を巡ると云に、不過也、今理

を以て、是を徴するに、易係辭、天尊地卑と、これを君臣に喩ふ、此歴學
者の云如く、天常に周旋し、地萬古動せぬならば、臣僕端拱無爲にし
て、君王日夜に奔走せん乎、萬々此理なし、近く、これを身に取に、一身
動物なり、首上に位し、足下に居して、若上下分離すれば、俱に、死物に
歸す、一體連屬して、下に居するもの最動く、手は中に在して動ごご
足より少く、首より多し、此自然の道理、我國の神道也、此神道を以て
觀れば、天地ごもに動物たり、活物たり、天に依て地軸轉ず、地に依て
天樞轉ず、互に運轉して、且も休せず、四時行れ、百物生る、此に由るな
り、故に曰、便以、碣廬島爲國中之柱、而陽神左旋、陰神右旋、分巡國柱、同
會一面と、南面して居す、左東右西也、東に轉じて、次南により、西に轉
じて、終り北、これを左旋とす、即順轉也、の字を書する如し、日月、五星、
二十八宿の運轉するを、下地より窺視る、北面して居す、左は西、右は
東なり、右の手を轉じて、豎に「の」字を書す、これを右旋とす、即逆轉な

り、大地の運轉する此通りなり、此國柱、その量大なることは大なり、但、鹿細を言へからず、左旋右旋まぎれ易し、天地開闢陽神陰神の回れる、此御柱也、御柱卓立して、萬古不移、日輪衆星の回轉は、この御柱に係るなり。

先生問、此國柱、現今有無如何。

翁云、既に是國柱、萬古卓立すべし。

先生問、現今那方に在や。

答、北方なるべし。

先生云、これ肉眼の所見ならず、奈何ぞ、北方に在ここを知る。

答、現今北方雲凝て雨を催すを見る、北方この大隔ありて雲氣離散せざるを知る。

先生云、理極成なり、若東南の如く空虚ならば、北方雲氣垂滯の理

なし、北方は、既に明著なり、西方に雲壅滯して雨を催すは如何。

答云、これ先に言陰神の右旋なり、陰神の右旋は、地の運轉の先兆なり、大地運轉して西より東に旋る、雲氣この地氣に壅れて、離散することを得、雨を催す所由なるべし、總じて天地運轉、曆學者流の經緯門を案じて、上の字豎、下字横の文ある如く、天は國柱を左旋して五十年一周す、地自ら右に運轉して、一晝夜に一周す、月讀尊は海原潮の八百重と相應して、地球と友なふて、一月一周す、是その大抵なり、此天地の運轉は、日輪に係る、世の走馬燈の如し、中央の火氣を受て運轉して不止也、但走馬燈は、中央の火氣を受て、其四方をまはる、地球の運轉は、此に異なり、日輪の陽氣を受、自ら回轉す、其量を云ば、日輪は大なり、地球は小にして衆多あるべし、其神籬を設る、磐境を起す、竝に、此左右に則るべし、拍手神拜の式、みな由る所あるべし、天の明命を受け、神の冥助を受く、曆術を定むる等は、別にその式を

學ぶへし、曆學の如き我に此基ありて、聖德太子の時、外國の博士を
 召して、我用こなす、篋篋も用ゆへき、大衍曆、授時曆も用ゆへし、此右
 旋左旋、支那にては、白虎通に其趣あり、周禮に、保章氏天文を志す、鄭
 玄注、歲星爲陽、右旋於天、太歲爲陰、左旋於地、春秋傳、吳伐越、歲星所在
 代之、必受其殃、是也、此等、支那にも、髣髴として、此右旋左旋の式を
 傳ふるこ見へたり、嘗て、これを佛門の人に問ふ、律相感通傳にも、此
 趣ありと云、又、蠻學に志すものに問ふ、外國にも、地球旋轉の説あり
 て、盈虚を精すと云へり、我國、蠻人の説に、地動の義を立る人あり、此
 は走馬燈の喩を丸うけにして、日中天に位して、不動地は日輪を巡
 ると思へり、翁の説に比すれば、大なる謬説なり、日輪既に廣大なり、
 地球も一晝夜に一匝を巡らば、迅疾なること、大鵬鳥の飛ように速
 也、萬々此理なし、この神代卷ありて、萬國の典籍に勝るを知るべし、
 諸曆此日輪は動搖すくなく、大地は旋轉すと云説、曆家及佛家者流

に不同、曆家は可知、佛者は、日輪一晝夜に須彌を一旋すと云、今の坊
 主衆の所言は、信ずるに不足とおもへども、古の源信僧都の三界義
 等も通じて爾り、故に佛語も不信に及べり、後是を一學律の僧に問
 に、その僧云、佛は一切智人なれば、一切世界麁細みな不知ことなし、
 此天文日月の運行、佛智何ぞ違ふべき、但教に大小あり、又、佛滅人集
 の法門あり、我華嚴經を拜覽するに、四十經第三十九卷、譬本十七番
 左に、譬如淨日、放千光、不動本處、遍十方、佛日光明亦如是、無去無來、除
 世暗、此此文俱舍等説相に不同なり、更に華藏世界品等によりて、佛
 意を習學すべしと、予此によりて思ふに、翁の所言、その理有べき歟、
 學者の云ところ、周天三百六十五度四分度の一なり、その一度と云
 は、仰て天文を看る、黄昏星の初て見ゆるとき、昨日東方に見し星、今
 夕は、少し進みて見ゆるなり、日々如是、三百六十日にして餘あり、此
 を天度を談ずる初とす、此一度地上の三十里、支那里數三百五十里

也地球の量本朝の一萬九百五十七里半也云近世天學を云者竝に地球も圓形海水相副て四面人居すと云り其說遊藝子六季瑪竇に起れり支那の天圓地方の説に違す翁の説に依ば天圓は所論なし地形は八楞八方なり邊津鏡の象なり別に此を詳にすべし。

海外も我
用となる

先生云上來の明誨大に吾胸襟を闢く若翁をして天象を詳にし曆術を正さしめば大に支那諸蠻に超過すべし惜矣哉僻境に在て道の大體の世に弘通せざるこそ。

翁頭を掉て云先生何ぞ其詞の陋なるや天度の正しき我國に神道有て古來泯絶せず推歩盈虚曆數算計はみな末伎なり蠻人の智惠にも及ごころなり彼郭守等を用て可なり海外も我用となるは我國の規度なり。

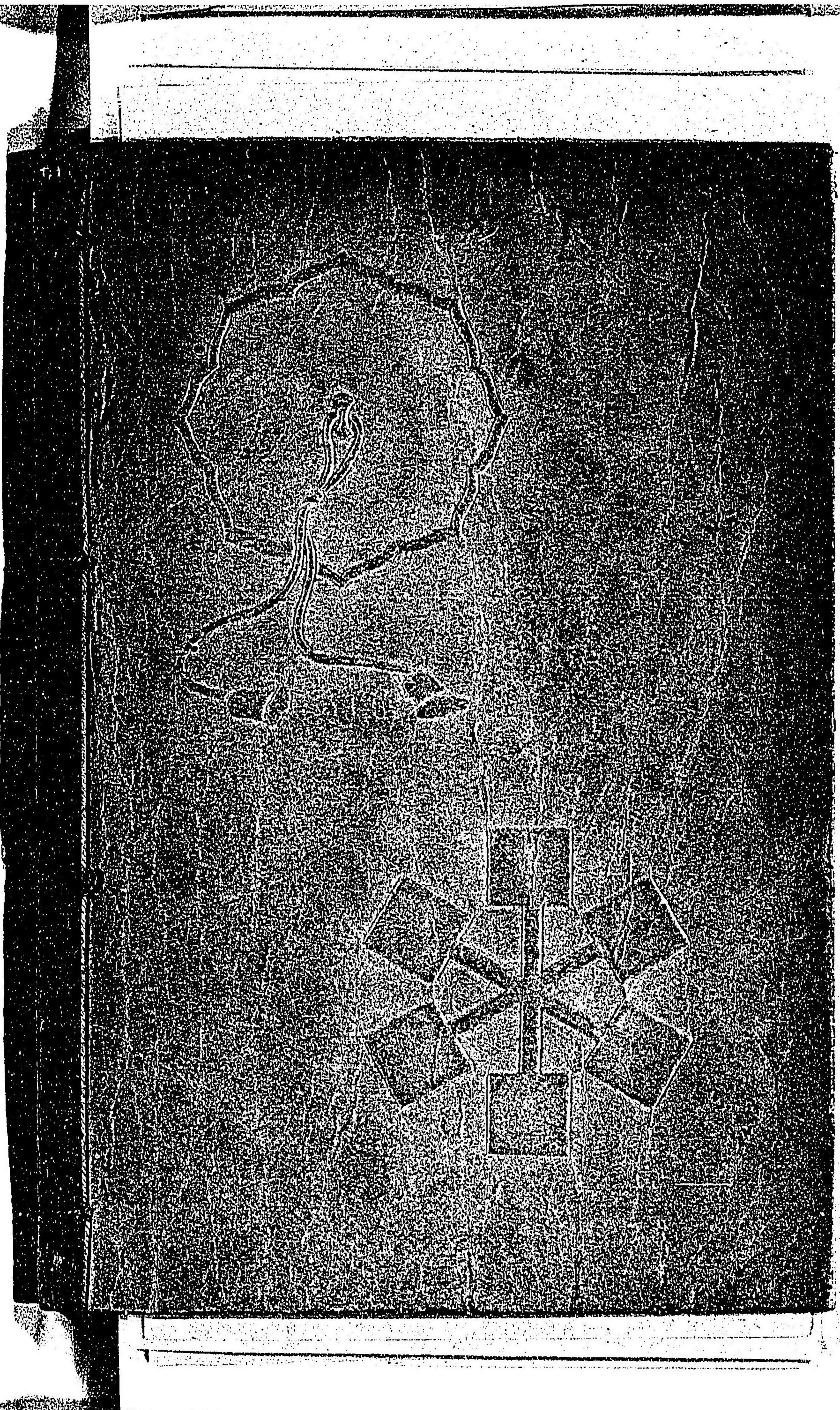
先生云天度も國の綱紀なり翁これを末伎とす翁の大要とする

所は何ぞ。

答父兄師長の誨を守りこれを後裔にのこす翁もこより塾人なり、錡を荷ひ斧を携て山野に従事すこれ我大道なり天照大神の長用平用これを受て生涯を全し君上の貢を奉ず我樂しみこれを大なりとす詩賦文章諸藝諸伎は一事の用なり。

249
2
18

Vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is faint and difficult to decipher, but appears to be organized into several columns.





014204-001-3

249-18

神儒偶談

葛城 慈雲 / 著

1冊(上85p)

M44

ABB-0523

